

清須市国土強靱化地域計画

令和3年3月

清 須 市

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
1. 1 計画の策定趣旨	1
1. 2 清須市を強靱化する意義	1
1. 3 計画の位置づけ等	1
1. 3. 1 計画の位置づけ	1
1. 3. 2 対象とする区域	2
第2章 清須市の地域特性等	3
2. 1 清須市の地域特性等	3
2. 1. 1 地形	3
2. 1. 2 気象	3
2. 1. 3 人口動向	3
2. 1. 4 経済的特性	5
2. 1. 5 土地利用の現状	5
2. 1. 6 公共施設・生活サービス施設等	7
2. 2 清須市に影響を及ぼす大規模自然災害	8
2. 2. 1 想定するリスクの設定及び被害の想定	8
2. 2. 2 地震により想定される被害	8
2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	11
第3章 清須市の強靱化の基本的な考え方	15
3. 1 清須市の強靱化の基本目標	15
3. 2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和	15
3. 3 清須市の強靱化を進める上での留意事項	15
第4章 清須市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	17
4. 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	17
4. 2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	19
4. 3 脆弱性評価の実施	20
第5章 推進すべき施策	21
5. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	21
1 直接死を最大限防ぐ	21
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	26
3 必要不可欠な行政機能を確保する	34
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	36
5 経済活動を機能不全に陥らせない	39

6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	42
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	45
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	48
5. 2	施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	53
(1)	個別施策分野	53
①	行政機能／警察・消防等／防災教育等	53
②	住宅・都市	55
③	保健医療・福祉	57
④	エネルギー	58
⑤	情報通信	59
⑥	産業・経済	60
⑦	交通・物流	61
⑧	農林水産	62
⑨	土地の保全	63
⑩	環境	63
⑪	土地利用	64
(2)	横断的分野	65
①	リスクコミュニケーション	65
②	人材育成	66
③	老朽化対策	66
④	産学官民・広域連携	67
5. 3	清須市の強靱化のために優先的に取り組む施策	69
第6章	計画推進の方策	70
6. 1	計画の推進体制	70
6. 2	計画の進捗管理	70
6. 3	計画の見直し等	70
資料編		
①	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	71
②	施策分野ごとの脆弱性評価結果	95
(1)	個別施策分野	95
(2)	横断的分野	107

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 1 計画の策定趣旨

国は、2013（平成 25）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

地方自治体においては、基本法第 4 条に「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する」と規定され、第 13 条では国土強靱化地域計画を策定できることが定められている。

清須市国土強靱化地域計画は、こうした背景を受け、現在進めている防災・減災対策の取組を主軸に、今後、本市の強靱化に関する施策を国や県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

1. 2 清須市を強靱化する意義

国土強靱化地域計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であるため、第 2 章の 1 で後述する地理的・社会的状況などを考慮し、本市を強靱化する意義を以下に示す。

- 1 巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、市民の生命・財産と市民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、社会経済活動を確実に維持すること
- 2 平時における産業競争力の持続的成長を促進するための基盤をつくること

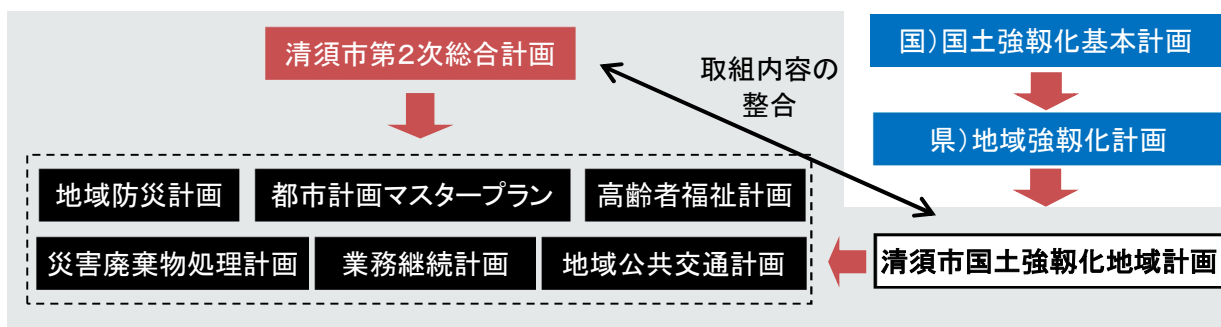
1. 3 計画の位置づけ等

1. 3. 1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国の「国土強靱化基本計画」で示す「基本的な方針」を踏まえるなど調和を保ちつつ（同法第 14 条）、愛知県の「愛知県地域強靱化計画」との連携・役割分担を明確にするものである。

また、本市の市政運営の基本方針である「清須市第 2 次総合計画」を最上位計画とし、基本法の趣旨を踏まえ、清須市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靱化に関する部分の記載に係る指針性を持つ計画として位置づける。

[清須市国土強靱化地域計画の位置付け]

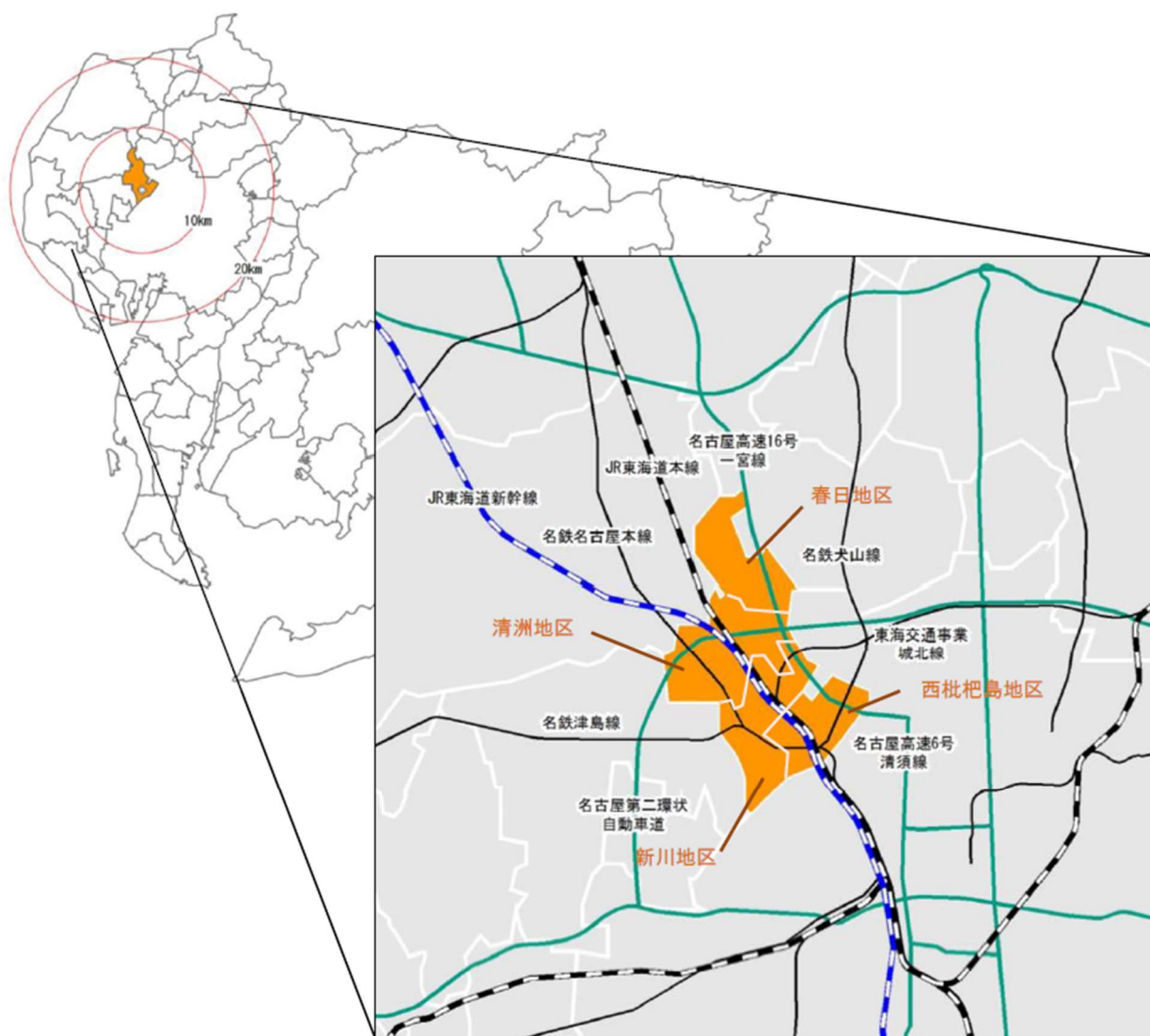


1. 3. 2 対象とする区域

計画の対象区域は清須市全域とする。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とする。

また、J R 東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、名古屋第二環状自動車道、名古屋高速6号清須線・16号一宮線、国道22号・302号等の道路網といった広域交通網が集中している。そのため、大規模災害が発生した場合には、住民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが尾張地域共通の使命であり、地域の強靱化や、国全体の強靱化への貢献に向けては、地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となる。

[清須市の位置・交通網]



第2章 清須市の地域特性等

2. 1 清須市の地域特性等

2. 1. 1 地形

東西約 5.5km、南北約 8.0km で、総面積は 1,735ha である。土地の標高は、最高 7.7m、最低 1.9m で、ほとんどの地域は海拔 10m 未満と起伏のない低地となっている。

本市は、古来から中部山岳地帯に源を発する木曾川・庄内川の氾濫が原因となって発達した沖積地で、起伏がなくおおむね平坦であるが、わずかに北部から南部へ緩い傾斜をなしている。

河川は、市の中央を新川が貫流し、西部に五条川が流れ、市の南端で新川と合流している。南東部には庄内川が流れ、平常時でも自然排水が困難な状態にあり、潜在的に内水氾濫の危険性をはらんでいる。

また、地下水の状況については、低地の地下水位は GL=△ 2 m 前後と常に浅い位置にある。

2. 1. 2 気象

年平均気温は 15℃ 前後で、8 月が最も平均気温が高く、1 月が最も平均気温が低くなっている。

降水量は、1971（昭和 46）年から 2000（平成 12）年までの 30 年間の平均値をみると、約 1,560mm で、梅雨前線、秋雨前線や台風の影響により、6～7 月、9 月に降水量が多い。

風向きは、夏期を除くと、ほとんどが北西で、平均風速は 3m/s 前後であるが、最大風速（10 分間の平均風速）が 10m/s を超える月も多く、平成 17 年の 9 月のように、台風などの影響により最大瞬間風速が 30m/s 前後を記録することもある。

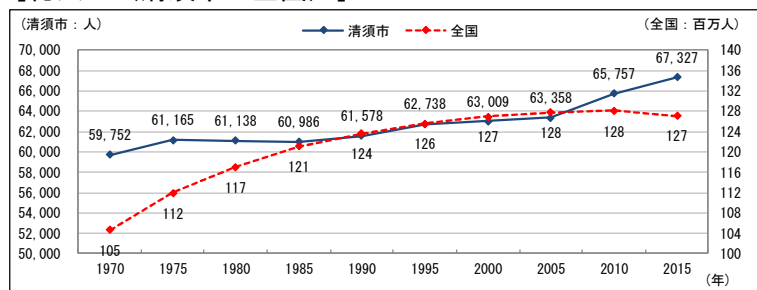
2. 1. 3 人口動向

(1) 人口・世帯数

本市は、名古屋市のベッドタウンという立地条件もあり、近年人口は微増傾向にある。また、1 世帯あたり人員は減少が続いており、核家族化の傾向を強めている。

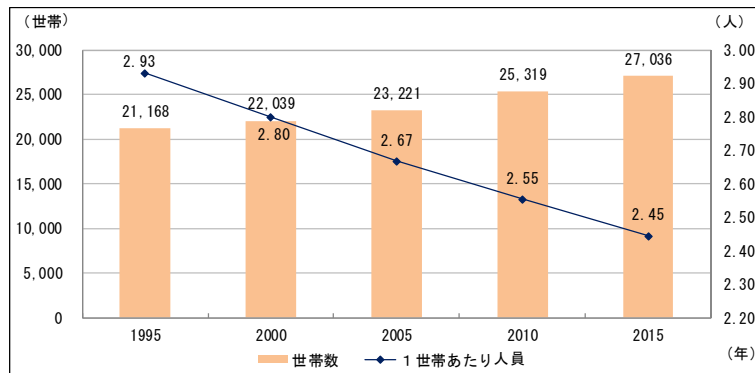
年齢 3 区分別人口構成比をみると、年少人口の割合は全国より高く、高齢人口の割合は全国よりも低くなっている。

〔総人口（清須市・全国）〕



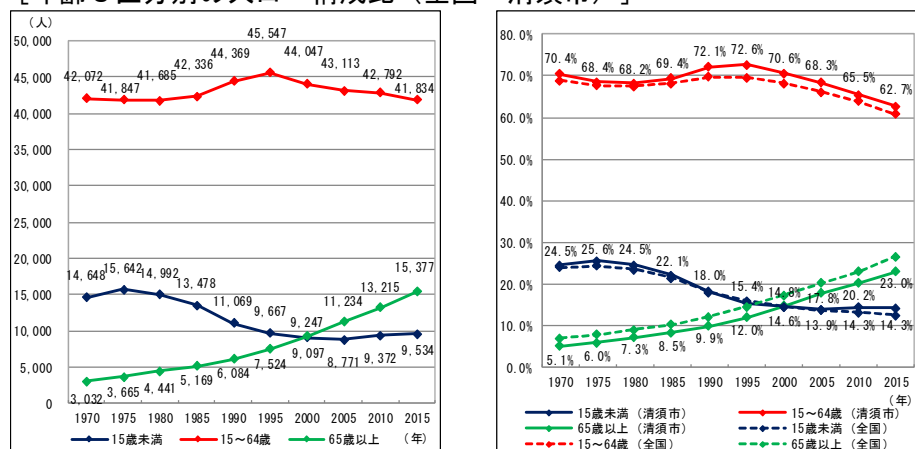
出典：総務省「国勢調査」

[世帯数・1世帯あたり人員【一般世帯】（清須市）]



出典：総務省「国勢調査」

[年齢3区分別の人口・構成比（全国・清須市）]

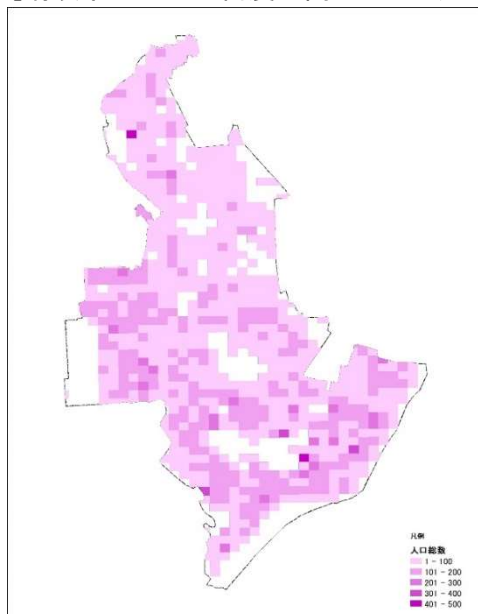


出典：総務省「国勢調査」

(2) 人口分布

本市は、名古屋市に隣接しているため人口密度が高く、特に東部に人口密度の高い地区が多くみられる。

[清須市内の人口密度が高い地区（2015（平成27）年）]

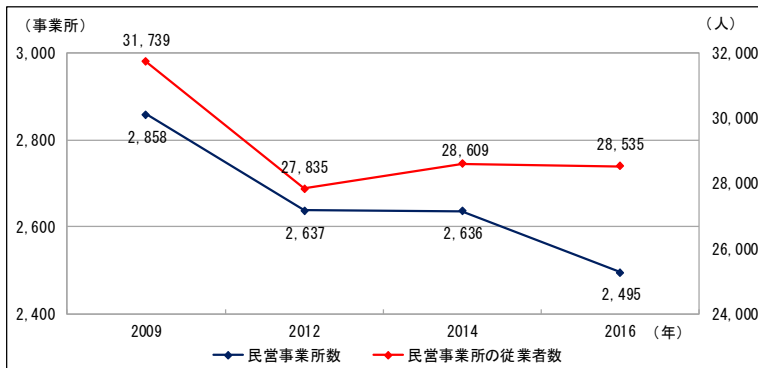


出典：総務省「国勢調査」

2. 1. 4 経済的特性

本市における民間の事業所数は、減少傾向が続いており、2016（平成 28）年現在で 2,495 事業所となっている。また、従業者数は 2012（平成 24）年に大きく減少したが、その後増加し、2016（平成 28）年現在で 28,535 人となっている。

〔民営事業所数と民営事業所の従業者数（清須市）〕



出典：総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

観光面では、清洲城が本市を代表する観光地となっている。また、本市には、名古屋市熱田区（宮の宿）から岐阜県垂井町（垂井の宿）までの東海道と中山道をつなぐ街道であった美濃路が通過しており、歴史的な街並みや寺社が観光資源となっている。

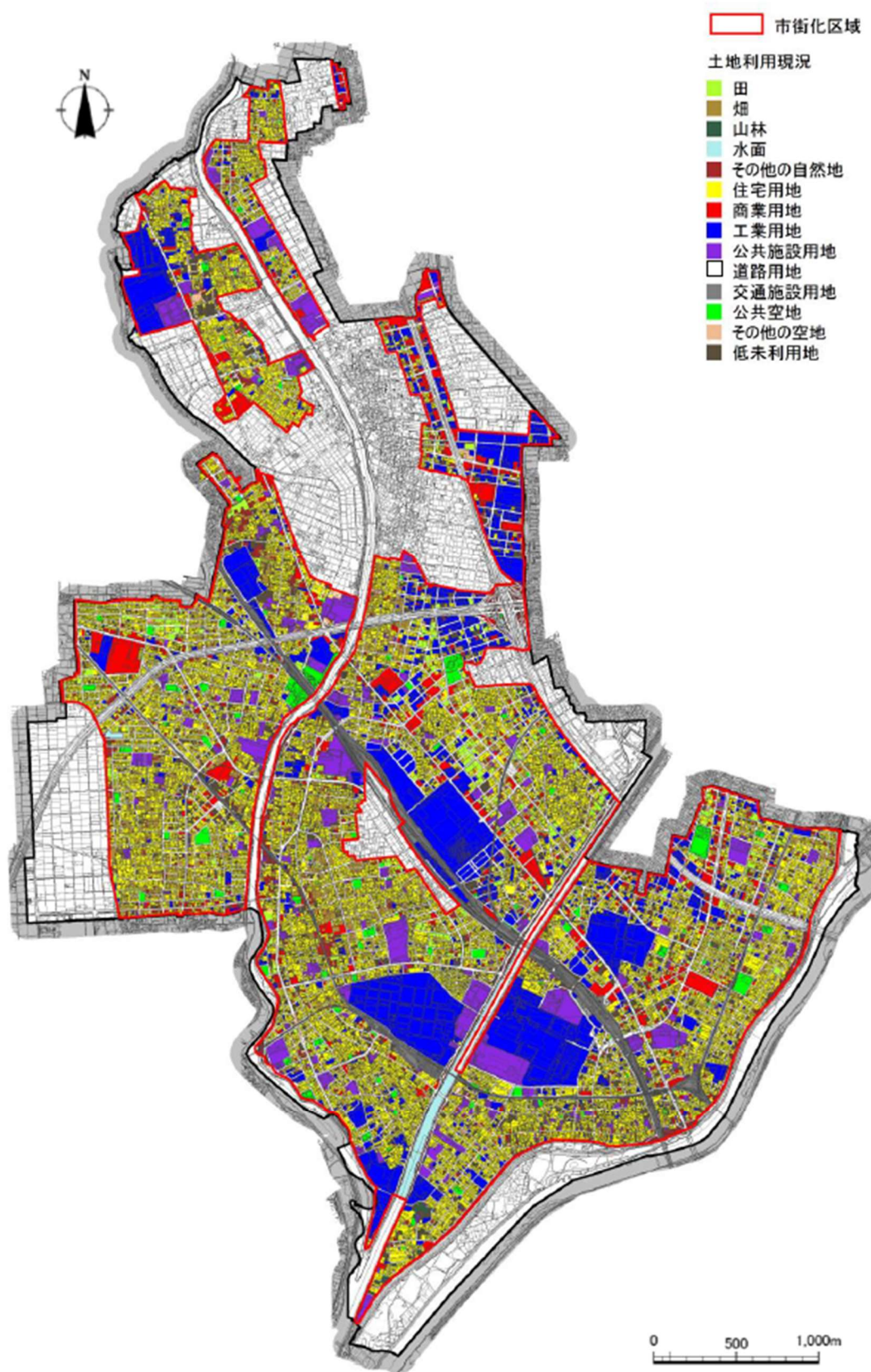
2. 1. 5 土地利用の現状

市街化区域（1,261ha）では、都市的土地利用が 1,139.5ha（90.4%）、自然的土地利用が 121.6ha（9.6%）であり、市街化が進展している。市街化区域において最も多い土地利用は、住宅用地 418.4ha（33.2%）であり、次いで道路用地 241.6ha（19.2%）、工業用地 197.1ha（15.6%）である。

用途地域別にみると、住居系用途地域に比較的多くの農地が残る。特に、第一種・第二種低層住居専用地域は、その指定面積は小さいものの、そのなかに比較的多くの農地が残存している。一方、商業系・工業系の用途地域では残存農地が少なく、市街化率が高くなっている。

全体として、概ね用途地域に沿った土地利用がなされているが、用途地域のなかでも多様な土地利用が可能な準工業地域では、住宅用地と工業用地の混在がみられる。

[清須市の市街化区域の土地利用現況（2018（平成 30）年度）]



2. 1. 6 公共施設・生活サービス施設等

公共施設等総合管理計画によると、2016（平成 28）年時点で、本市の主な公共施設は行政系施設等が 19 施設、保健・福祉施設が 10 施設、幼稚園・保育園が 14 施設、幼児・児童施設が 13 施設、学校教育系施設が 13 施設ある。

それぞれ多少のばらつきはあるが概ね市域をカバーするかたちで立地している。半面、本市の公共施設を建築年度ごとにみると、63.0%が建築後 30 年を超えている。そのため、今後、一斉に老朽化が進行することが懸念される。

公共施設のほか、生活サービス施設についてみると、商業施設（1,500 m²以上で食料品を扱う店舗）が 6 施設、医療施設が 69 施設、介護施設が 32 施設、郵便局が 8 施設ある。

公共施設・生活サービス施設等全体としては、ほとんどが鉄道駅から 1 km 圏内に立地している。春日地区は、大部分が鉄道駅から 1 km 圏外であるが、その多くは春日市民サービスセンターの周辺に立地している。本市は市域が狭いなかにあって鉄道駅が複数立地し、公共施設・生活サービス施設等も鉄道駅の周辺に立地しているため、生活利便性は高いといえる。

2. 2 清須市に影響を及ぼす大規模自然災害

2. 2. 1 想定するリスクの設定及び被害の想定

本計画で想定するリスクは、清須市に被害が生じる大規模自然災害等（地震、風水害（豪雨・暴風・洪水・竜巻）、異常渇水等）を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。

なお、被害については、地震などの具体的な被害想定等も参照した。

2. 2. 2 地震により想定される被害

本市の南海トラフ地震被害予測調査（2015（平成 27）年 3 月公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる 2 つの地震モデルによる被害を想定している。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりである。

① 「過去地震最大モデル」市内想定最大震度 6 弱

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の 5 地震を重ね合わせたモデル

（本市の地震対策を進めるうえで軸となる想定として位置づけられるもの）

② 「理論上最大想定モデル」市内想定最大震度 6 強

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル

（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

〔建物被害（全壊・焼失）〕

地震の区分	①過去地震最大モデル	②理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約 90 棟	約 1,700 棟
液状化による全壊	約 200 棟	約 200 棟
浸水・津波等による全壊	被害少	被害少
急傾斜地崩壊等による全壊	被害少	被害少
地震火災による焼失	約 20 棟	約 1,900 棟
合 計	約 300 棟	約 3,900 棟

注 1）端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2）過去地震最大モデルは、季節時間帯別に 3 ケース想定したうち、市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬夕方 18 時）。

注 3）理論上最大想定モデルは、地震のケース別に複数想定したうち、市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、季節時間帯：冬夕方 18 時）。

[人的被害（死者）]

地震の区分	①過去地震最大モデル	②理論上最大想定モデル
堤防等の条件	被災する（50%～75%沈下）	被災する（75%沈下）
建物倒壊等による死者	被害少	約 90 人
浸水・津波等による死者	被害少	被害少
急傾斜地崩壊等による死者	被害少	被害少
地震火災による死者	被害少	約 20 人
合計	被害少	約 100 人

注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に 3 ケース想定したうち、市全体の死者数の合計が最大となる場合（冬夕方 18 時）。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震のケース別に複数想定したうち、市全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、季節時間帯：冬夕方 18 時）。

注 4) 「被害少」の場合の死者数は 10 人以下。

[長周期地震動]

想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。長周期地震動は、揺れが 1 往復するのにかかる時間（周期）が長い地震動で、超高層建築物（高さ 60 メートル超）等に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動である。

室内への影響として、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されている。

[活断層で起きる地震]

活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされている。1891(明治 24)年には活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）が発生した。当時の新聞報道では「清洲の惨状最甚しく家屋の存するもの殆んど稀なり」と記されている。清洲公園内にある「大地震記念碑」には、地震による地区の死者数（64 人）が刻まれている。また、近傍では、清洲城下町遺跡の発掘調査の際に、1586（天正 13）年の天正地震ならびに濃尾地震によるものと思われる砂脈（噴砂跡）が確認されている。

近代においては、1945(昭和 20)年には、昭和東南海地震の 37 日後に三河地震（震源：三河湾）が発生し、それぞれ市内でも被害が記録されている。

○南海トラフ地震

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的よく残されており、1707 年の宝永地震以降の5つの地震（1707（宝永4）年 宝永地震 [M8.6]、1854（安政元）年 安政東海地震 [M8.4]・安政南海地震 [M8.4]、1944（昭和19）年 昭和東南海地震 [M7.9]、1946（昭和21）年 昭和南海地震 [M8.0]）については、歴史記録から発生の実事が確実なものとされている。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。

1944（昭和19）年の昭和東南海地震及び翌1945（昭和20）年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史に鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

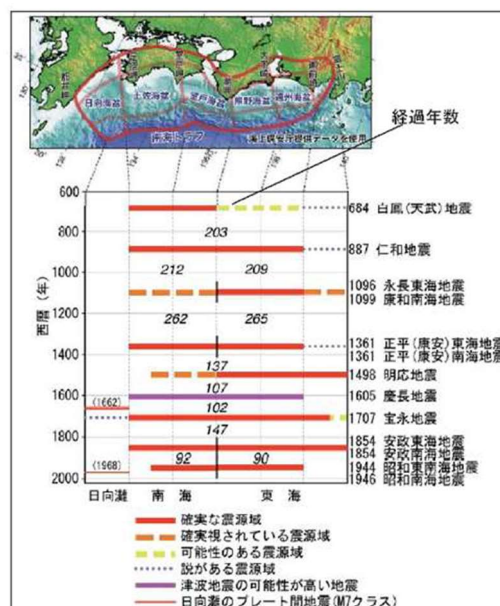
さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

〔南海トラフ地震の長期評価〕

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率（算定基準日：2020（令和2）年1月1日）		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%程度	90%程度 もしくはそれ以上

（地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果）



2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁する可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害が頻発・激甚化することが懸念される。

(1) 洪水・内水氾濫

近年、市内では 2000（平成 12）年の東海豪雨において新川流域を中心に大きな浸水被害が発生した。

東海豪雨は、2000（平成 12）年 9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線に、台風 14 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで、活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録した大雨である。

名古屋地方気象台が観測した日最大 1 時間降雨量 97.0 mm、日最大降水量 428.0 mm、月最大 24 時間降水量 534.5 mm は、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

この大雨により、新川の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は 20 か所に達し、県内の浸水家屋は 62,000 棟を超え、がけ崩れが 250 か所、7 名が犠牲となった。

新川の水位の上昇により、堤防の決壊や越水、排水ポンプの運転停止等により、家屋等に浸水被害等が多数発生する大規模な災害となった。

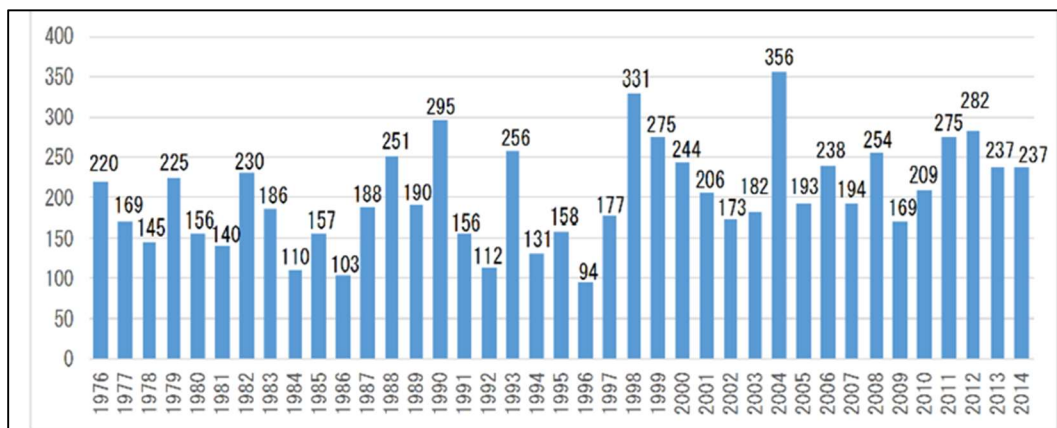
この災害により、本市は災害対策本部を設置し、避難勧告等の応急対策、自衛隊の災害派遣要請を行い、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。

(2) 近年の豪雨の発生傾向

短時間豪雨の発生回数は、全国的に増加傾向にある。

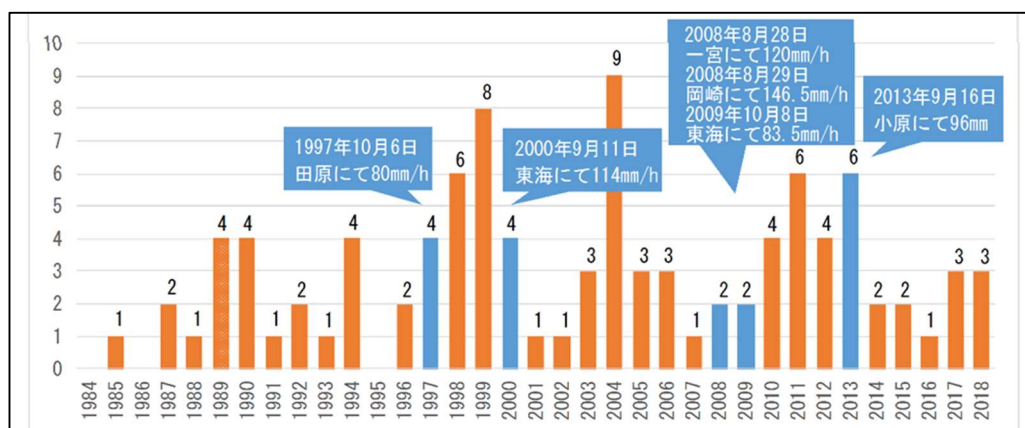
愛知県内においては、1 時間あたりの降水量 50mm 以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 80mm 以上の雨は、1997（平成 9）年、2000（平成 12）年、2009（平成 21）年、2013（平成 25）年に 1 日ずつ、2008（平成 20）年には 2 日観測されている。

[全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数]



出典：気象庁「過去の気象データ」をもとに作成

[愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日数]



出典：気象庁「過去の気象データ」をもとに作成

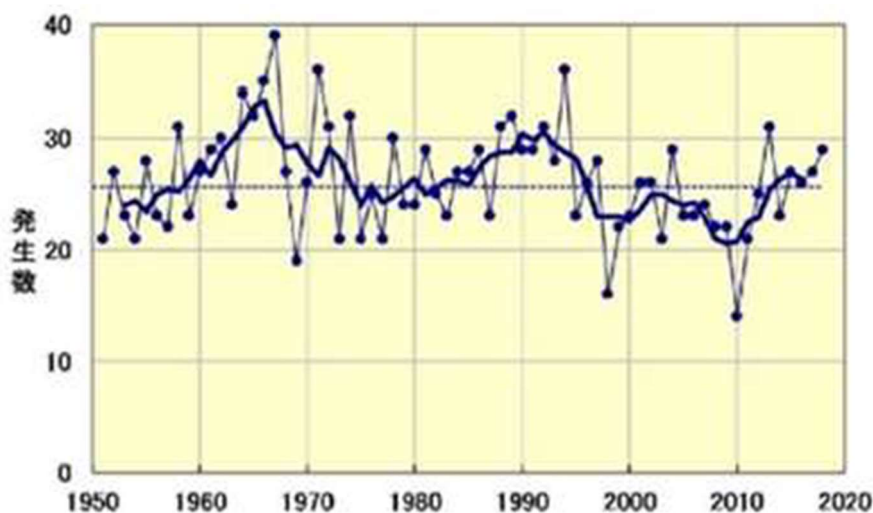
※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。（時間降水量 80mm 以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示）

(3) 近年の台風の発生傾向

2018（平成 30）年の台風の発生数は 29 個（平年値 25.6 個）で、平年より多かった。1990 年代後半以降はそれ以前に比べて発生数が少ない年が多くなっているものの、1961（昭和 36）年～2018（平成 30）年の統計期間では長期変化傾向はみられない。

「強い」以上の勢力となった台風の発生数は、1977（昭和 52）年～2018（平成 30）年の統計期間では変化傾向はみられない。

[全国の台風発生数（過去 5 年平均値）]



出典：気象庁「台風の統計資料」をもとに作成

※細い実線は年々の値を、太い実線は 5 年移動平均を、破線は平年値を示す
 ※「過去 5 年平均値」とは、当該年から過去 5 年間の台風発生数の平均値を示したものの。

[「強い」以上の勢力の台風発生数・全発生数に対する割合（過去5年平均値）]



出典：気象庁「台風の統計資料」をもとに作成

※「過去5年平均値」とは、当該年から過去5年間の台風発生数の平均値として示したものの。

(4) 市内の洪水予報河川（国土交通省管理）と水位周知河川（愛知県管理）

市内には、水防法の区分による洪水予報河川として庄内川及び新川、水位周知河川として五条川が流れている。

清須市では「水害対応ガイドブック」を作成し、地域別の洪水の危険性を示した「気づきマップ」、想定最大規模の降雨の際にどのような行動を行うべきか示した「逃げどきマップ」、浸水深と浸水継続時間を示した「浸水深マップ」の情報を提供している。

また、庄内川、新川、五条川は、これら河川の上流部や支川についても愛知県が浸水予想図を作成・公表しており、浸水リスク情報を提供している。

[清須市水害対応ガイドブック（気づきマップ）]



第3章 清須市の強靱化の基本的な考え方

3. 1 清須市の強靱化の基本目標

国の「国土強靱化基本計画」や愛知県の「愛知県地域強靱化計画」に掲げる基本目標との協調を図り、次の4つの基本目標を位置づける。

- 市民の生命を最大限守る。
- 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化する。
- 迅速な復旧復興を可能とする。

3. 2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和

地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものである。

すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりを行うことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を高めることのみならず、国・自治体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、もって中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めることで、地域の豊かさの維持・向上を目指す。

3. 3 清須市の強靱化を進める上での留意事項

本市の基本目標を実現するため、国・県の計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ㊦ 市内それぞれの地域の独自性を生かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- ㊧ 本市の強靱化に向け、市民を始め、国、県、他市町、大学、関連事業者、地域団体、NPOやボランティア等の民間団体等が、相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ㊨ 少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
- ㊩ 人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- ㊦ 清須市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。

- ① 大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図る。
- ② 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。
- ③ 短期から長期の時間管理概念をもった計画的な取組を推進する。
- ④ 事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。
- ⑤ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

第4章 清須市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4. 1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の「国土強靱化基本計画」や愛知県の「愛知県地域強靱化計画」で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）や本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-5 食料等の安定供給の停滞
	5-6 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
	7-5 農地等の被害による土地の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

4. 2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国の「国土強靱化基本計画」や愛知県の「愛知県地域強靱化計画」で設定されている施策分野や本市の地域特性等を踏まえ、11 の個別施策分野及び4 の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 老朽化対策
④ エネルギー	④ 産学官民・広域連携
⑤ 情報通信	
⑥ 産業・経済	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 土地の保全	
⑩ 環境	
⑪ 土地利用	

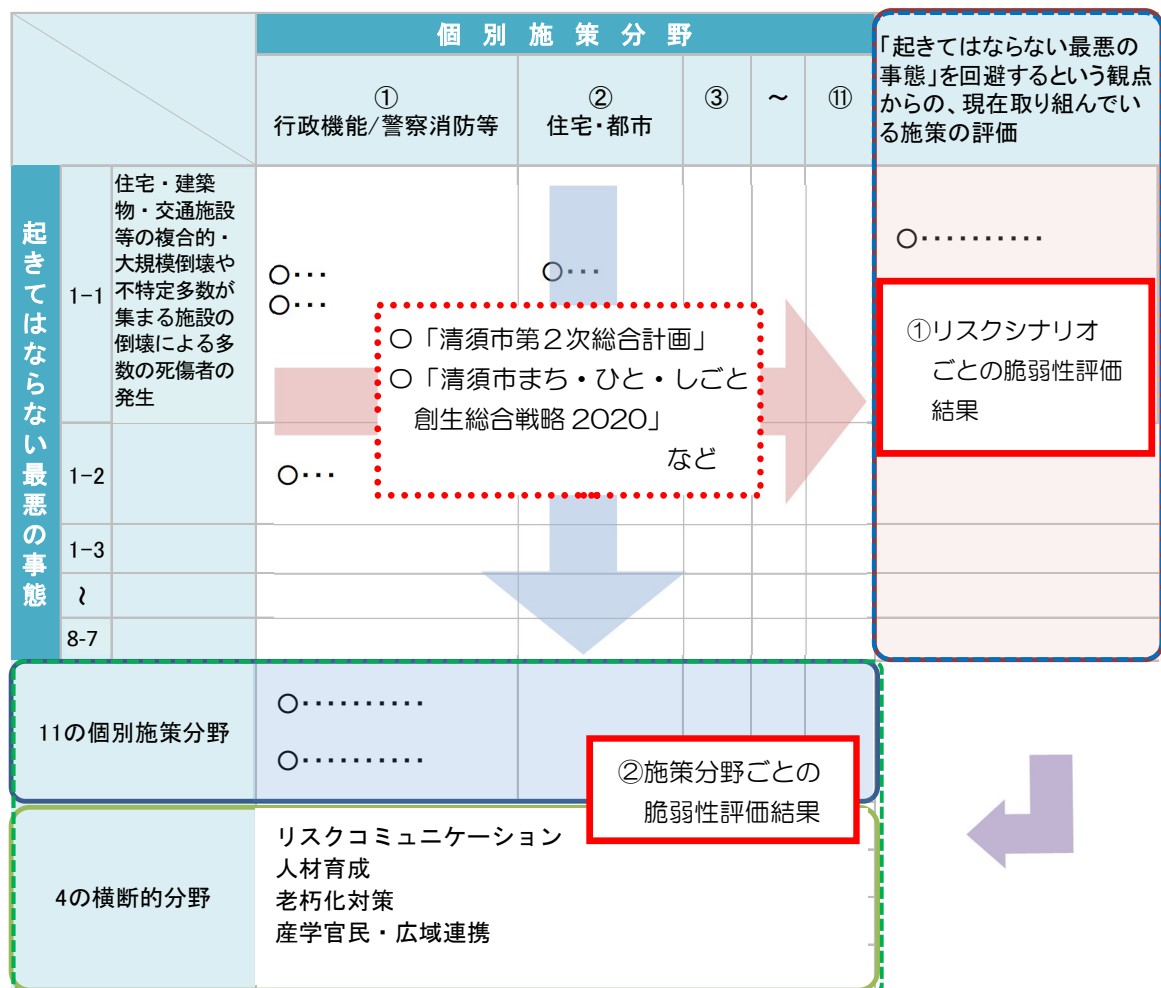
4. 3 脆弱性評価の実施

基本法の第9条第5項、第17条第1項では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされていることから、国が実施した評価手法や、国が作成した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考にし、本市における脆弱性評価を実施した。

脆弱性評価にあたっては、国・県・関係団体・市内部の取組状況の把握に加えて、「清須市第2次総合計画」や「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略2020」等の本市の計画などをもとに、本市の脆弱性を総合的に評価した。

なお、脆弱性評価の結果については、①リスクシナリオごと、②施策分野ごとに整理し、資料編に掲載した。

【脆弱性評価の手順】



第5章 推進すべき施策

5. 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、清須市を強靱化する意義の実現と必要な事項を明確にするため、実施されるべき施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策をリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえて次のとおり方針として示す。

これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、達成度・進捗の把握のためにリスクシナリオごとにできる限り選定した重要業績指標（KPI:KeyPerformanceIndicator）等の具体的数値指標に関するデータを関係者間で共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

また、施策のKPI及び推進方針ごとに、本市の行政運営の基本的な指針である「清須市第2次総合計画」における関連するKPI及び施策番号（※）を表示し、両計画の内容の整合を図るとともに、進捗管理にあたっても「清須市第2次総合計画」におけるマネジメントサイクルの仕組みを活用する。

※ 例として、「➤総合計画No.102⑥」は、清須市第2次総合計画の「施策 102」における、「施策の展開」の⑥を示しています。

1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化の促進（1-1-1）		
	不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進（1-1-2）		
	公共施設等の耐震化の推進・促進（1-1-3）		
	交通施設等における脆弱性の解消（1-1-4）		
	家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進（1-1-5）		
	災害対応能力の向上（1-1-6）		
	消防団等の充実強化の促進等（1-1-7）		
重要業績指標（KPI）		基準値	目標値
市内の住宅耐震化率	基本計画	76% (2019 年度末)	95% (2024 年度末)
耐震診断の実施件数	実施計画	14 件 (2019 年度)	毎年度 40 件 (2024 年度)
耐震改修の補助件数	実施計画	2 件 (2019 年度)	毎年度 8 件 (2024 年度)

（1-1-1）住宅・建築物の耐震化の促進 ➤総合計画No.102⑥

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修、天井・外装材・ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

(1-1-2) 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 ➤総合計画No.102

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修、天井・外装材・ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

(1-1-3) 公共施設等の耐震化の推進・促進 ➤総合計画No.203⑧、704③

- 公共施設等の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を進める。私立学校施設等の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

(1-1-4) 交通施設等における脆弱性の解消 ➤総合計画No.102⑥、402②・⑤

- 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。

(1-1-5) 家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進

➤総合計画No.102②・③・④・⑤

- 緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(1-1-6) 災害対応能力の向上 ➤総合計画No.102①、104①

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

(1-1-7) 消防団等の充実強化の促進等 ➤総合計画No.102⑤、104②、703①

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	火災に強いまちづくり等の推進 (1-2-1)	
	水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等 (1-2-2)	
	火災における災害対応能力の向上 (1-2-3)	
	情報通信関係施策の推進 (1-2-4)	
	消防団等の充実強化の促進等 (1-2-5)	
重要業績指標 (KPI)		目標値
消防団員数 基本計画		266 人 (2020 年 4 月 1 日)
新清洲駅北土地区画整理事業の推進 基本計画		293 人 (2025 年 4 月 1 日)
新清洲駅北土地区画整理事業の推進 基本計画		基盤整備等の進捗 (2019 年度)
清洲駅前土地区画整理事業の推進 基本計画		換地処分等を除く事業の完了 (2023 年度)
		事業の完了 (2024 年度)

(1-2-1) 火災に強いまちづくり等の推進 ➤総合計画No.102⑩、401①・②・④・⑤、404①

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路の整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
- 災害時の避難場所となる公園施設について、避難者の安全を確保するため、清須市公園施設長寿命化計画に基づく更新・維持管理を推進する。

(1-2-2) 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

➤総合計画No.102⑩、104③、401⑤、404①

- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

(1-2-3) 火災における災害対応能力の向上 ➤総合計画No.102①、104①・②

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制の構築を推進する。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

(1-2-4) 情報通信関係施策の推進 ➤総合計画No.102③

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、メール配信やSNSの活用等の情報通信関係施策を推進する。

(1-2-5) 消防団等の充実強化の促進等 ➤総合計画No.102⑤、104②、703①

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進 (1-3-1)		
	継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 (1-3-2)		
	河川の改修 (1-3-3)		
	浸水想定区域の指定・見直し (1-3-4)		
	気候変動を踏まえた水災害対策 (1-3-5)		
	水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進 (1-3-6)		
	流域治水プロジェクトの推進 (1-3-7)		
	情報通信関係施策の推進 (1-3-8)		
	災害対応力の強化 (1-3-9)		
	指定緊急避難場所等の確保 (1-3-10)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
水害対応ガイドブックを知っている市民の割合 基本計画		66.6% (2019 年度)	基準値から増加 (2023 年度)
雨水ポンプ場 (豊田川・堀江) 改築更新の推進		改築更新の進捗 (2019 年度)	改築更新の一部完了 (2024 年度)
西清洲ポンプ場建設の推進		建設工事等の進捗 (2019 年度)	建設工事の一部完了 (2024 年度)
雨水幹線整備の推進		整備工事の進捗 (2019 年度)	整備工事の一部完了 (2024 年度)

(1-3-1) ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

➤総合計画No.101①・②・③・④・⑤・⑥、102①・⑤・⑦

- 国・県と連携した河川改修事業等や、排水機場等の機能強化・耐震化等のハード対策を推進する。併せて、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成・啓発、自主防災組織の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。
- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、排水機場等を計画的に維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化できるよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留施設の整備や民間雨水貯留浸透施設の設置支援等により、その流域の持つ保水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する。

(1-3-2) 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 ➤総合計画No.102④・⑤

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(1-3-3) 河川の改修 ➤総合計画No.101③

- 国・県と連携した河川改修事業等を推進する。

(1-3-4) 浸水想定区域の指定・見直し ➤総合計画No.101①

- 想定最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(1-3-5) 気候変動を踏まえた水災害対策 ➤総合計画No.101

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。

(1-3-6) 水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進

➤総合計画No.101①・②・③・④・⑤・⑥、102①・⑤・⑦

- 国の「水防災意識社会再構築ビジョン」等を踏まえて、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会の再構築を推進するため、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

(1-3-7) 流域治水プロジェクトの推進

➤総合計画No.101①・②・③・④・⑤・⑥、102①・⑤・⑦

- 国の「流域治水プロジェクト」等を踏まえて、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、関係機関と連携して、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

(1-3-8) 情報通信関係施策の推進 ➤総合計画No.102③

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、メール配信やSNSの活用等の情報通信関係施策を推進する。
- 情報発信にあたっては、避難勧告等の情報に警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

(1-3-9) 災害対応力の強化 ➤総合計画No.102①、104①・②

- 多数の死傷者を発生させないため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。
- 国や地方公共団体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画等の策定など、受援体制の整備を促進する。
- 装備資機材の充実や人材の育成等により、消防団の充実強化を図る。

(1-3-10) 指定緊急避難場所等の確保 ➤総合計画No.102

- 浸水被害が発生した場合にも、確実に市民の生命が守られるよう、指定緊急避難場所等の確保を推進する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	輸送ルートの確保対策の実施（2-1-1）		
	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備（2-1-2）		
	水道施設の老朽化対策等の推進（2-1-3）		
	応急用食料等の調達（2-1-4）		
	食料・燃料等の備蓄（2-1-5）		
	物資調達・供給体制、受援体制の構築等（2-1-6）		
	住宅・建築物等の耐震化の促進（2-1-7）		
重要業績指標（ K P I ）		基準値	目標値
備蓄食料数		63,880 食 (2019 年度末)	99,740 食 (2024 年度末)
物資調達・輸送調整等支援システムに係る訓練の実施		システム整備 (2019 年度)	毎年度訓練実施 (2024 年度)

（2-1-1）輸送ルートの確保対策の実施 ➤総合計画No.402③

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進める。また、輸送基盤の地震、洪水対策等を着実に進める。

（2-1-2）迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備 ➤総合計画No.102、402

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

（2-1-3）水道施設の老朽化対策等の推進 ➤総合計画No.403③

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を推進する。

（2-1-4）応急用食料等の調達 ➤総合計画No.102①

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあるため、民間事業者との連携等による備蓄の推進を図る。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。

(2-1-5) 食料・燃料等の備蓄 ➤総合計画No.102①・⑤、203⑧

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。公的施設・避難所等における燃料備蓄やL P ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。
- 指定避難所に指定されている学校施設について、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する。

(2-1-6) 物資調達・供給体制、受援体制の構築等 ➤総合計画No.102①

- 災害時に円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。
- 災害関連情報の収集・提供を行うため、早期の被害情報の把握等を行う仕組みの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。

(2-1-7) 住宅・建築物等の耐震化の促進 ➤総合計画No.102⑥

- 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	災害対応の体制・資機材強化 (2-2-1)		
	地域の活動拠点施設の耐災害性の強化 (2-2-2)		
	消防団員の確保 (2-2-3)		
	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進 (2-2-4)		
	避難行動要支援者の救助・救急活動 (2-2-5)		
	住宅・建築物の耐震化等の促進 (2-2-6)		
	消防団の充実強化の促進等 (2-2-7)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
地域防災リーダー数	基本計画	274 人 (2019 年度末)	450 人 (2024 年度末)
地域防災リーダーフォローアップ講座の開催		2 回開催 (2019 年度)	毎年度 2 回継続して開催 (2024 年度)
(仮称) 五条川防災センターの整備		—	供用開始 (2024 年度)

(2-2-1) 災害対応の体制・資機材強化 ➤総合計画No.102①、104①・②

- 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。
- 災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

(2-2-2) 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化 ➤総合計画No.104①・②

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

(2-2-3) 消防団員の確保 ➤総合計画No.104②

- 人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な消防団員数が確保される取組を実施する。

(2-2-4) 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進

➤総合計画No.102、401③、402③

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、鉄道高架化、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水対策等を着実に進めるとともに、整備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるようにする。

(2-2-5) 避難行動要支援者の救助・救急活動 ➤総合計画No.102①・④・⑤・⑧

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえぬ人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

(2-2-6) 住宅・建築物の耐震化等の促進 ➤総合計画No.102⑥

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。

(2-2-7) 消防団の充実強化の促進等 ➤総合計画No.102⑤、104②、703①

- 消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	帰宅困難者対策の推進（2-3-1）		
	帰宅困難者等の受入態勢の確保（2-3-2）		
	代替輸送手段の確保等（2-3-3）		
	公共交通事業者等との連携強化（2-3-4）		
重要業績指標（KPI）		基準値	目標値
地域公共交通会議の開催		4回開催 (2019年度)	毎年度継続して開催 (2024年度)

(2-3-1) 帰宅困難者対策の推進 ➤総合計画No.102、405

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。
- 混乱の発生を避けるため、帰宅困難者が情報を得るための支援マップの作成を検討する。

(2-3-2) 帰宅困難者等の受入態勢の確保 ➤総合計画No.102

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞り場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進していく。また、滞り者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。

(2-3-3) 代替輸送手段の確保等 ➤総合計画No.102、405

- 道路の被災リスク及び緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路などを、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。

(2-3-4) 公共交通事業者等との連携強化 ➤総合計画No.102、405

- 公共交通事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入態勢の確保を図る。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	医療リソースの供給体制の確立（2-4-1）		
	民間事業者との連携による燃料の確保（2-4-2）		
	第二次救急医療機関の防災・減災機能の強化（2-4-3）		
	人工透析患者等への対策（2-4-4）		
	多数の負傷者が発生した場合の対応（2-4-5）		
	災害時における医療機能の確保・支援体制強化（2-4-6）		
	道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進（2-4-7）		
	災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保（2-4-8）		
	救急搬送の遅延の解消（2-4-9）		
	要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備（2-4-10）		
	要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築（2-4-11）		
重要業績指標（KPI）		基準値	目標値
尾張西部区域保健医療調整会議（地域災害医療部会）への参加		2回参加 (2019年度)	毎年度継続して参加 (2024年度)

(2-4-1) 医療リソースの供給体制の確立 ➤総合計画No.102⑤、104④、703①

- 医療リソース（水・食糧や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の不足を避けるため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させる。

(2-4-2) 民間事業者との連携による燃料の確保 ➤総合計画No.102

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。

(2-4-3) 第二次救急医療機関の防災・減災機能の強化 ➤総合計画No.104④

- 第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時における訓練の実施等を行う。さらに、浸水想定区域内にある第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。

(2-4-4) 人工透析患者等への対策 ➤総合計画No.102

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える医療機関に対し、協力体制を構築する。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

(2-4-5) 多数の負傷者が発生した場合の対応 ➤総合計画No.102

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。

(2-4-6) 災害時における医療機能の確保・支援体制強化 ➤総合計画No.102

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

(2-4-7) 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 ➤総合計画No.402③

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を着実に進める。

(2-4-8) 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保 ➤総合計画No.102、402③

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保などの取組を進める。

(2-4-9) 救急搬送の遅延の解消 ➤総合計画No.102、402

- 救急搬送の遅延を解消するため、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良を進める。
- 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

(2-4-10) 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備 ➤総合計画No.102

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(2-4-11) 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築 ➤総合計画No.102

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の支援ネットワークを構築する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	衛生環境の確保等 (2-5-1)		
	下水道施設の耐震化 (2-5-2)		
	避難所となる施設の衛生環境の確保 (2-5-3)		
	医療活動を支える取組の推進 (2-5-4)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
感染症対策を想定した避難所運営訓練の実施		—	毎年度1回継続して実施 (2024 年度)

(2-5-1) 衛生環境の確保等 ➤総合計画No.101、301、407

- 災害発生時に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

(2-5-2) 下水道施設の耐震化 ➤総合計画No.403④

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進める。

(2-5-3) 避難所となる施設の衛生環境の確保 ➤総合計画No.102、301

- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達を推進する。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保する。

(2-5-4) 医療活動を支える取組の推進 ➤総合計画No.102、301

- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所における良好な生活環境の確保等（2-6-1）		
	避難所の運営体制等の整備（2-6-2）		
	継続的な防災訓練や防災教育等の推進等（2-6-3）		
	避難所における必要物資の確保等（2-6-4）		
	避難所外避難者への対策の整備（2-6-5）		
	被災者の健康管理（2-6-6）		
	保健医療機能の確保等（2-6-7）		
	被災者の生活支援等（2-6-8）		
	住宅・建築物の耐震化等（2-6-9）		
	避難生活における要配慮者支援（2-6-10）		
	避難行動要支援者への支援（2-6-11）		
	避難所の絶対量の不足に対する相互連携（2-6-12）		
重要業績指標（ K P I ）		基準値	目標値
避難所運営訓練の実施		1 回実施 (2019 年度)	毎年度 1 回継続して実施 (2024 年度)
災害時保健師初動体制構築訓練の実施		1 回実施 (2019 年度)	毎年度 1 回継続して実施 (2024 年度)

（2-6-1）避難所における良好な生活環境の確保等 ➤総合計画No.102、203⑧

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設が指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備、公共下水道への接続など、避難所としての防災機能を強化する。

（2-6-2）避難所の運営体制等の整備 ➤総合計画No.102、303、304

- 被災者の避難生活を適正に支援できるよう、避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。
- 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、民間施設との協力体制の構築を推進する。

（2-6-3）継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 ➤総合計画No.102④・⑤、203

- 学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

（2-6-4）避難所における必要物資の確保等 ➤総合計画No.102

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や地域でも必要な備蓄等に向けた啓発を行う。

(2-6-5) 避難所外避難者への対策の整備 ➤総合計画No.102

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する。

(2-6-6) 被災者の健康管理 ➤総合計画No.301

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所などの行政をはじめ、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

(2-6-7) 保健医療機能の確保等 ➤総合計画No.301

- 保健医療機能が確保できる体制を関係機関と連携して構築する。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

(2-6-8) 被災者の生活支援等 ➤総合計画No.102、302

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

(2-6-9) 住宅・建築物の耐震化等 ➤総合計画No.102⑥、104①・②

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。

(2-6-10) 避難生活における要配慮者支援 ➤総合計画No.102、201、303、304

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(2-6-11) 避難行動要支援者への支援 ➤総合計画No.102

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

(2-6-12) 避難所の絶対量の不足に対する相互連携 > 総合計画No.102

- 県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	公共の安全等の秩序維持体制の整備 (3-1-1)		
	地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援 (3-1-2)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
自主防災組織補助金の活用ブロック数 実施計画		22 ブロック (2019 年度)	38 ブロック (2024 年度)
消火器の消火薬剤詰め替えに対する補助件数 実施計画		30 件 (2019 年度)	38 件 (2024 年度)

(3-1-1) 公共の安全等の秩序維持体制の整備 > 総合計画No.103④

- 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。

(3-1-2) 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援

> 総合計画No.102④・⑤、703①・②

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を強化する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	業務継続計画の見直し (3-2-1)		
	行政職員の不足への対応 (3-2-2)		
	防災拠点等の電力確保等 (3-2-3)		
	道路の防災対策等 (3-2-4)		
	復旧復興施策や被災者支援の取組等 (3-2-5)		
	住民等の自発的な防災行動の促進 (3-2-6)		
	公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進 (3-2-7)		
	タイムラインの策定等 (3-2-8)		
	応急活動等の継続のための事前対策 (3-2-9)		
	災害応急対策の実施体制の確立 (3-2-10)		
	国・県との連携強化 (3-2-11)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
職員の参集訓練の実施		1 回実施 (2019 年度)	毎年度 1 回継続して実施 (2024 年度)
職員の安否確認訓練の実施		4 回実施 (2019 年度)	毎年度 4 回継続して実施 (2024 年度)

(3-2-1) 業務継続計画の見直し ➤総合計画No.102

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する。

(3-2-2) 行政職員の不足への対応 ➤総合計画No.102

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。
- 関係自治体への応援体制を整備するとともに、国や地方公共団体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画等の策定など、受援体制の整備を促進する。

(3-2-3) 防災拠点等の電力確保等 ➤総合計画No.102、407⑤

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進する。

(3-2-4) 道路の防災対策等 ➤総合計画No.402③

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策等を着実に進める。

(3-2-5) 復旧復興施策や被災者支援の取組等 ➤総合計画No.102

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県及び市で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し、利用できるよう取り組む。

(3-2-6) 住民等の自発的な防災行動の促進 ➤総合計画No.102⑤、703①

- 住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(3-2-7) 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進 ➤総合計画No.203⑧、704③

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。

(3-2-8) タイムラインの策定等 ➤総合計画No.102

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの見直しを行う。

(3-2-9) 応急活動等の継続のための事前対策 ➤総合計画No.102

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、各種取組を進める。

(3-2-10) 災害応急対策の実施体制の確立 ➤総合計画No.102

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

(3-2-11) 国・県との連携強化 ➤総合計画No.102

- 避難勧告等に関する意思決定などに関して、国・県との連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する。
- 迅速な応急・災害復旧のため、国・県が開催する研修や講習会への参加や相互の情報の共有を進める。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等 (4-1-1)		
	情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討 (4-1-2)		
	情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進 (4-1-3)		
重要業績指標（KPI）		基準値	目標値
非常用電源の作動訓練の実施		1回実施 (2019年度)	毎年度1回継続して実施 (2024年度)

(4-1-1) 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等 ➤総合計画No.102③、704①

- 災害情報システムや通信手段が、途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る。

(4-1-2) 情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討 ➤総合計画No.102③、704①

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備やクラウド化などの対策を検討するとともにBCPの見直しを図る。

(4-1-3) 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進

➤総合計画No.102、402③、407⑤

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針	
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	多様な情報提供の手段の確保 (4-2-1)	
	情報通信インフラの整備 (4-2-2)	
重要業績指標 (K P I)		目標値
「清須市すぐメール」の登録者数		3,587 人 (2019 年度末)
		8,000 人 (2024 年度末)

(4-2-1) 多様な情報提供の手段の確保 ➤総合計画No.102③

- テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム (Lアラート) の活用など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。
- 登録制メール配信システム (すぐメール) や防災行政無線などを活用して、多様な情報提供手段の確保を図る。

(4-2-2) 情報通信インフラの整備 ➤総合計画No.102、501⑥

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、市内におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	情報伝達手段の多様化の推進等（4-3-1）		
	情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備（4-3-2）		
	交通渋滞による避難の遅れの回避（4-3-3）		
	避難勧告等の発令（4-3-4）		
	状況情報を基にした主体的避難の促進（4-3-5）		
	避難の円滑化・迅速化（4-3-6）		
重要業績指標（ K P I ）		2020 年	2024 年
全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達訓練の実施		3 回実施 （2019 年度）	毎年度3回継続して実施 （2024 年度）
災害情報共有システム（Lアラート）の操作訓練の実施		1 回実施 （2019 年度）	毎年度1回継続して実施 （2024 年度）

(4-3-1) 情報伝達手段の多様化の推進等 ➤総合計画No.102②・③

- 全ての住民に全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、Jアラートや災害情報共有システム（Lアラート）の関係者間の合同訓練、防災行政無線の音声自動サービス、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。

(4-3-2) 情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備 ➤総合計画No.102①

- 災害時に人員が不足した場合でも情報伝達手段を確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である職員の人員・体制を整備する。

(4-3-3) 交通渋滞による避難の遅れの回避 ➤総合計画No.402

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルール検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強等を行う。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の交通情報を迅速に一般道路利用者に提供する。

(4-3-4) 避難勧告等の発令 ➤総合計画No.102①・②・③

- 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
- 市町村の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの運用を引き続き行う。

(4-3-5) 状況情報を基にした主体的避難の促進 ➤総合計画No.101①、102②・④・⑤

- 最大規模の洪水・内水に係るハザードマップを作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。

(4-3-6) 避難の円滑化・迅速化 ➤総合計画No.102

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	個別企業BCP策定等の促進（5-1-1）		
	社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進（5-1-2）		
	道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進（5-1-3）		
	水の安定供給（5-1-4）		
重要業績指標（KPI）		基準値	目標値
水道管（清須市給水区域）の耐震化率 基本計画		9.5% (2019 年度末)	12.0% (2024 年度末)

（5-1-1）個別企業BCP策定等の促進 ➤総合計画No.102、502

- 個別企業のBCPについては、普及・啓発の取組により、策定率の向上を図る。
- 本市の特性に鑑みて、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進する。

（5-1-2）社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進 ➤総合計画No.402、403

- 道路、水道等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

（5-1-3）道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 ➤総合計画No.402③

- サプライチェーンの耐災害性を高めるため、幹線道路の整備を推進する。また、道路の防災、地震対策を着実に推進する。

（5-1-4）水の安定供給 ➤総合計画No.403②・③

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備（5-2-1）
	末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入（5-2-2）
	社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進（5-2-3）
	強靱化に資する適切な民間資金の活用（5-2-4）
	産業活動を守るための産学官連携による取組の推進（5-2-5）

（5-2-1）燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備 ➤総合計画No.102、402

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続を改善する。

(5-2-2) 末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入

➤総合計画No.102、407、502

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション等の災害対応力の強化を促進する。また、工場・事業所等において自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(5-2-3) 社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進 ➤総合計画No.402、403

- 道路、水道等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

(5-2-4) 強靱化に資する適切な民間資金の活用 ➤総合計画No.704②

- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施している施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

(5-2-5) 産業活動を守るための産学官連携による取組の推進 ➤総合計画No.701

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	交通施設の防災対策の推進 (5-3-1)		
	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 (5-3-2)		
	輸送モードの連携・代替性の確保 (5-3-3)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
市内の道路網が充実していると思う市民の割合 基本計画		43.6% (2018年度)	基準値から増加 (2023年度)

(5-3-1) 交通施設の防災対策の推進 ➤総合計画No.102、402③

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。また、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める。
- 道路橋梁の耐震補強や液状化対策等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。

(5-3-2) 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 ➤総合計画No.402

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の連携強化、う回路となり得る道の情報把握と共有等を進める。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をする。
- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。

(5-3-3) 輸送モードの連携・代替性の確保 > 総合計画No.405

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関との連携・協力体制を構築する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
5-4 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	郵便局舎における防災対策の推進 (5-4-1)
	金融機関における防災対策の推進 (5-4-2)

(5-4-1) 郵便局舎における防災対策の推進 > 総合計画No.102、402

- 耐震性が確保されていない郵便局舎については、安全性を確保するため、郵便局舎の耐震化を促進する。また、BCPについては、実効性を確保できるよう促進するとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。

(5-4-2) 金融機関における防災対策の推進 > 総合計画No.101、102、402

- 全ての主要な金融機関等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進する。
- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策の実施を促進する。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
5-5 食料等の安定供給の停滞	食品産業事業者等の災害対策の強化 (5-5-1)
	サプライチェーン輸送モードの強化 (5-5-2)

(5-5-1) 食品産業事業者等の災害対策の強化 > 総合計画No.101

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させる。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

(5-5-2) サプライチェーン輸送モードの強化 ➤総合計画No.101、402

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
5-6 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	上水道、農業水利施設の耐震化等の推進（5-6-1）		
	水資源の有効な利用等の普及・推進（5-6-2）		
	水の安定供給（5-6-3）		
重要業績指標（KPI）		基準値	目標値
水道管（清須市給水区域）の耐震化率 基本計画		9.5% (2019 年度末)	12.0% (2024 年度末)

(5-6-1) 上水道、農業水利施設の耐震化等の推進 ➤総合計画No.403③、503⑤

- 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、耐震化・長寿命化を進める。

(5-6-2) 水資源の有効な利用等の普及・推進 ➤総合計画No.101⑤、403⑤

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する。

(5-6-3) 水の安定供給 ➤総合計画No.403②・③

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化（6-1-1）		
	石油燃料の確保（6-1-2）		
	自立・分散型エネルギーの導入の促進等（6-1-3）		
	施設の耐災害性強化（6-1-4）		
	輸送基盤の災害対策の推進等（6-1-5）		
重要業績指標（KPI）		基準値	目標値
住宅用太陽光発電システムを含む設備の一体導入に対する補助件数 実施計画		13 件 (2019 年度)	14 件 (2024 年度)
家庭用エネルギー管理システム等の単独設置に対する補助件数 実施計画		82 件 (2019 年度)	67 件 (2024 年度)

(6-1-1) 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化 ➤総合計画No.102

- 各機関におけるBCPの作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

(6-1-2) 石油燃料の確保 ➤総合計画No.102

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

(6-1-3) 自立・分散型エネルギーの導入の促進等 ➤総合計画No.407

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(6-1-4) 施設の耐災害性強化 ➤総合計画No.102

- 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施する。

(6-1-5) 輸送基盤の災害対策の推進等 ➤総合計画No.102、402

- 燃料等の供給ルートを実実に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	上水道施設等の耐震化等の推進 (6-2-1)		
	上水道等の復旧の体制等の強化 (6-2-2)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
水道管 (清須市給水区域) の耐震化率 基本計画		9.5% (2019 年度末)	12.0% (2024 年度末)

(6-2-1) 上水道施設等の耐震化等の推進 ➤総合計画No.403②・③

- 老朽化が進む上水道施設等に対して、耐震化・長寿命化を進める。
- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。
- 上水道の管路更新 (耐震管への更新) 及び基幹管路の 2 条化などの管路対策を計画的に進める。
- 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(6-2-2) 上水道等の復旧の体制等の強化 ➤総合計画No.403②

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、道路防災対策とともに、雨水の利用や再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化等・下水道 B C P の充実 (6-3-1)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
下水道管の耐震化率		100% (2019 年度末)	基準値を維持 (2024 年度末)

(6-3-1) 下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実 ➤総合計画No.403④

- 幹線管きょ等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進する。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する。
- 公共下水道が未供用の地区においては、耐震管による公共下水道整備を計画的・効率的に進める。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備 (6-4-1)
	道路における冠水対策 (6-4-2)
	災害時における放置車両対策 (6-4-3)

(6-4-1) 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備 ➤総合計画No.102、402

- 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。

(6-4-2) 道路における冠水対策 ➤総合計画No.402

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。

(6-4-3) 災害時における放置車両対策 ➤総合計画No.102

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両等の移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進 (6-5-1)
	防災インフラの迅速な復旧に向けた取組 (6-5-2)
	関係機関における円滑な情報共有 (6-5-3)

(6-5-1) 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進 ➤総合計画No.101②・③

- 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める。

(6-5-2) 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組 ➤総合計画No.101②・③

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める。

(6-5-3) 関係機関における円滑な情報共有 ➤総合計画No.102

- 平常時から、関係機関における情報共有を円滑に進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	救助活動能力の充実・強化（7-1-1）		
	火災に強いまちづくり等の推進（7-1-2）		
	住宅・建築物の耐震化の促進（7-1-3）		
	公共施設等の耐震化の推進・促進（7-1-4）		
	感震ブレーカー等の普及（7-1-5）		
	災害対応力の向上（7-1-6）		
	消防水利の確保（7-1-7）		
	消防団員の確保等（7-1-8）		
重要業績指標（KPI）		基準値	目標値
市内の住宅耐震化率	基本計画	76% (2019年度末)	95% (2024年度末)
消防団員数	基本計画	266人 (2020年4月1日)	293人 (2025年4月1日)

（7-1-1）救助活動能力の充実・強化 ➤総合計画No.102①・⑤、104①・②

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
- 耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。

（7-1-2）火災に強いまちづくり等の推進 ➤総合計画No.102⑩、401①・②・④・⑤、404①

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

（7-1-3）住宅・建築物の耐震化の促進 ➤総合計画No.102⑥

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修、天井・外装材・ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

（7-1-4）公共施設等の耐震化の推進・促進 ➤総合計画No.203⑧、704③

- 公共施設等の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を進める。

（7-1-5）感震ブレーカー等の普及 ➤総合計画No.104③

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

(7-1-6) 災害対応力の向上 ➤総合計画No.102、402

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、液状化対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める。

(7-1-7) 消防水利の確保 ➤総合計画No.104①・②、403③

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

(7-1-8) 消防団員の確保等 ➤総合計画No.102⑤、104②、703①

- 人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な消防団員数が確保される取組を実施する。
- 消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、 地下構造物の倒壊等に伴う陥没による 交通麻痺	沿道の住宅・建築物の耐震化の促進（7-2-1）		
	道路の閉塞等への対策（7-2-2）		
	危険な空き家の除却の推進（7-2-3）		
重要業績指標（ K P I ）		基準値	目標値
市内の住宅耐震化率 基本計画		76% (2019 年度末)	95% (2024 年度末)
空家解体に対する補助件数		6 件 (2019 年度)	10 件 (2024 年度)

(7-2-1) 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進 ➤総合計画No.102⑥

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

(7-2-2) 道路の閉塞等への対策 ➤総合計画No.102、402

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する。

(7-2-3) 危険な空き家の除却の推進 ➤総合計画No.102⑩

- 危険な空き家の除却を進めるために、空き家再生等推進事業を推進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	排水機場等の防災対策の推進（7-3-1）		
重要業績指標（ K P I ）		基準値	目標値
雨水ポンプ場（豊田川・堀江）改築更新の推進		改築更新の進捗 （2019 年度）	改築更新の一部完了 （2024 年度）
西清洲ポンプ場建設の推進		建設工事等の進捗 （2019 年度）	建設工事の一部完了 （2024 年度）

(7-3-1) 排水機場等の防災対策の推進 ➤総合計画No.101②

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃	石綿の飛散防止対策 (7-4-1)
	P C B廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減 (7-4-2)
	高圧ガス施設の耐震化の推進等 (7-4-3)

(7-4-1) 石綿の飛散防止対策 ➤総合計画No.407

- 地震により生じる石綿の露出による飛散を未然に防止するため、建物所有者に対し石綿の事前除去を促す施策を検討する。

(7-4-2) P C B廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減 ➤総合計画No.407、704③

- 保管中のP C B廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、P C B廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を促す施策を検討する。また、市有施設においても早期に処分を完了させる。

(7-4-3) 高圧ガス施設の耐震化の推進等 ➤総合計画No.104

- 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
7-5 農地等の被害による土地の荒廃	農地等の保全管理と体制整備 (7-5-1)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
市内の耕作放棄地面積	基本計画	38,237 m ² (2019年度末)	28,000 m ² (2024年度)

(7-5-1) 農地等の保全管理と体制整備 ➤総合計画No.503⑤・⑥

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の仮置場の確保の推進（8-1-1）
	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理（8-1-2）
	災害廃棄物輸送体制の構築（8-1-3）
	災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携（8-1-4）

（8-1-1）災害廃棄物の仮置場の確保の推進 ➤総合計画No.102、406

- 災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

（8-1-2）災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理 ➤総合計画No.406

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。

（8-1-3）災害廃棄物輸送体制の構築 ➤総合計画No.406

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を生かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。

（8-1-4）災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携 ➤総合計画No.302⑤、406

- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、行政、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	復旧・復興を担う人材等の育成等（8-2-1）		
	事前復興、復興方針・体制づくりの推進（8-2-2）		
	災害ボランティアの円滑な受入（8-2-3）		
	円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保（8-2-4）		
重要業績指標（ K P I ）		基準値	目標値
地域防災リーダー数	基本計画	274 人 (2019 年度末)	450 人 (2024 年度末)
地域防災リーダーフォローアップ講座の開催		2 回開催 (2019 年度)	毎年度2回継続して開催 (2024 年度)
総合防災訓練の実施		実施 (2019 年度)	毎年度継続して実施 (2024 年度)

（8-2-1）復旧・復興を担う人材等の育成等 ➤総合計画No.102、704

- 地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手の確保・育成を図る。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

(8-2-2) 事前復興、復興方針・体制づくりの推進 ➤総合計画No.102、401、703①

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の事前の策定を検討するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの構築を進め、地域住民同士のきずなを強める。

(8-2-3) 災害ボランティアの円滑な受入 ➤総合計画No.102、302⑤

- 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを生かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。

(8-2-4) 円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保 ➤総合計画No.102、408①

- 遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	浸水等の被害軽減に資する対策の推進 (8-3-1)		
	地盤沈下対策の推進 (8-3-2)		
	地籍整備の促進 (8-3-3)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
蓮花寺地区の地籍調査の進捗		調査の実施 (2019 年度)	認証登記の完了 (2021 年度)

(8-3-1) 浸水等の被害軽減に資する対策の推進 ➤総合計画No.101②・③、102

- 国や県と連携した河川堤防等の耐震化など地震による浸水対策、洪水等による浸水対策、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する。
- 国や地方公共団体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画等の策定など、受援体制の整備を促進する。

(8-3-2) 地盤沈下対策の推進 ➤総合計画No.407②

- 地盤沈下状況について、調査・観測を実施する。

(8-3-3) 地籍整備の促進 ➤総合計画No.401⑦

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を促進する。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化 (8-4-1)
	既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保 (8-4-2)
	自宅居住による生活再建の促進 (8-4-3)

(8-4-1) 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化 ➤総合計画No.102

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しを図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

(8-4-2) 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保 ➤総合計画No.102

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(8-4-3) 自宅居住による生活再建の促進 ➤総合計画No.102

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、訓練等により実施体制の整備を推進する。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。
- 市民の保険・共済への加入の促進を図る。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財の耐震化等の推進 (8-5-1)		
	コミュニティの活力の確保 (8-5-2)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
市指定文化財 (問屋記念館) に係る消火訓練の実施		実施 (2019 年度)	毎年度継続して実施 (2024 年度)

(8-5-1) 文化財の耐震化等の推進 ➤総合計画No.603①

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。

(8-5-2) コミュニティの活力の確保 ➤総合計画No.703①・②

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力の維持に向けて、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。

起きてはならない最悪の事態	推進方針		
8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍整備の促進 (8-6-1)		
	建設業の担い手確保等 (8-6-2)		
	所有者不明土地への対策 (8-6-3)		
	復興体制や手順の検討等 (8-6-4)		
	用地の活用に係る平常時からの調整等 (8-6-5)		
重要業績指標 (K P I)		基準値	目標値
蓮花寺地区の地籍調査の進捗		調査の実施 (2019 年度)	認証登記の完了 (2021 年度)

(8-6-1) 地籍整備の促進 ➤総合計画No.401⑦

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を促進する。

(8-6-2) 建設業の担い手確保等 ➤総合計画No.704

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

(8-6-3) 所有者不明土地への対策 ➤総合計画No.102

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、所有者の探索を合理化する仕組みを活用し、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。

(8-6-4) 復興体制や手順の検討等 ➤総合計画No.102

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討を進める。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

(8-6-5) 用地の活用に係る平常時からの調整等 ➤総合計画No.102

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行う。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化 (8-7-1)
	災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進等 (8-7-2)
	地方創生の取組の推進等 (8-7-3)
	金融機関におけるBCPの策定の促進 (8-7-4)
	災害に強い民間物流施設の整備促進等 (8-7-5)

(8-7-1) 風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化

➤総合計画No.501、502、702

- 大規模災害の発生による、貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

(8-7-2) 災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進等 ➤総合計画No.406

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。

(8-7-3) 地方創生の取組の推進等 ➤総合計画No.501、502、703

- 将来の地場の産業の担い手育成や地域のコミュニティ力を高める取組などの地方創生の取組を推進するとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

(8-7-4) 金融機関におけるBCPの策定の促進 ➤総合計画No.102

- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCPの策定及びその実効性の確保が必要であり、BCPが未策定となっている金融機関に対してBCPの策定を促す。

(8-7-5) 災害に強い民間物流施設の整備促進等 ➤総合計画No.102

- 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定を促進する。

5. 2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

15 の施策分野（11 の個別施策分野／4 の横断的分野）ごとの推進方針を以下に示す。これら 15 の推進方針について、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（1）個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

【行政機能】

（業務継続計画等の見直し）

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、行政機能等を維持するため、業務継続計画（BCP）や各種防災対策計画等については、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに、不断の見直しを図る。

（非常時優先業務の実施）

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、業務継続計画（BCP）等を踏まえ、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄について検討、推進する。

（災害対応力の強化）

- 民間事業者、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設・設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的や目標をもった合同訓練等を継続する。近隣市町間の広域連携や相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制の強化など、災害対応力を高める。
- 関係自治体への応援体制を整備するとともに、国や地方公共団体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画等の策定など、受援体制の整備を促進する。
- 復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する。
- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うほか、外部からの支援を早期に要請することについても検討する。
- 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。
- 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公共施設を域外からの支援に提供するなど、対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る。

(防災の主流化)

- 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害の頻発等が懸念される中、市民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する。

【警察・消防等】

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 救助・救急活動や道路啓開等に必要な車両、通信資機材などの装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する。

(救助・救援等に係る体制強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる公共施設の整備等を進めるとともに、電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する。
- 防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する。また、民間事業者等との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化に加え、自主防災組織の育成・教育訓練の推進等により、地域防災力の充実強化を図る。

(災害対応の装備資機材等の充実)

- 災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に推進する。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る。
- 指定避難所等における良好な生活環境の確保を進めるため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する。

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する。

(地域における防災体制の強化)

- 地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める。

【防災教育等】

(効果的な教育・啓発の実施)

- 広範囲にわたる住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う。また、ハザードマップの周知などによる教育・啓発の取組を促進する。

- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自らの命は自らが守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する。
- 身を守る避難行動の取り方等について、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進する。

② 住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化等）

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修、天井・外装材・ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。さらには、市民向けの分かりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修、家具の転倒防止対策を誘発する効果的な取組を推進する。
- 防災拠点、学校施設、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設等については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策等を進める。

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路の整備等により、改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

（災害時の水の確保）

- 各家庭等における飲料水等の備蓄、地下水や雨水・再生水を活用することによる生活用水や医療・消防等に必要な水の確保、自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等による災害時における各種施設のライフラインの代替機能確保を図る。

（水道施設の耐災害性の強化）

- 水道施設の耐震化を着実に促進する。

（下水道施設の耐震化等の推進・下水道BCPの充実）

- 大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化等を着実に推進するとともに、下水道BCPの充実を促進する。

（危険な空家等の除却等の推進）

- 危険な空家等の除却や空家等対策計画を推進する。

（帰宅困難者対策の推進）

- 駅周辺においては、帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する。
- 一時滞在施設の防災機能の強化を促進する。また、円滑な避難・帰宅のための交通施設等の耐災害性の着実な向上を図る。

（各種施設の災害対応機能の強化）

- ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を実施する。
- 事業者におけるBCP・事業継続マネジメント（BCM）の構築や関係機関の連携による人材やノウハウの強化を促進することにより、迅速な復旧に資する減災対策を進める。
- 指定避難所となる施設等について、非構造部材を含めた耐震対策、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、施設のバリアフリー化等による防災機能の強化や老朽化対策を進める。
- 多数の負傷者が発生した際、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等の確保に取り組む。

（関係機関による連絡調整）

- 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等の実施に向け、道路の防災、地震対策、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う。

（道路の防災対策の推進）

- 幹線道路ネットワークの整備を推進する。また、道路等の防災、地震対策を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を推進する。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却の整備を検討する。

（迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進）

- 大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、復興計画や体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた住民と協働する取組を推進する。

（多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保）

- 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する。

（復興に向けた住まいの在り方）

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
- 市民の保険・共済への加入の促進を図る。

（浸水対策の推進）

- 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水想定区域に合わせて避難情報を記載したハザードマップによる啓発など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。

（総合的な治水対策の推進）

- 河川管理者等の関係機関と連携して、流域での流出抑制対策などを合わせた総合治水対策を推進する。

（文化財の防災対策等）

- 文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるため、展示方法・収蔵方法等の点検などの文化財の保存対策を進める。

③ 保健医療・福祉

（災害時における医療機能の確保）

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む。
- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要となる緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。さらに、浸水により医療機能が停止することがないように対策を講じる。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。
- 関係機関と連携し、水や燃料が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。さらに、資機材、人材を含む医療資源の適切な配分、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、大量かつ広域的に発生する被災者等について必要かつ適切なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進する。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

（医療施設等の耐震化等）

- 大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、医療・福祉施設の耐震化を促進するとともに、災害時における医療・福祉機能を支えるため、情報通信、下水道機能及び非常電源設備の確保、水・食糧・燃料等の備蓄、地下水や雨水・再生水の活用など多様な水源・多様なエネルギー源の活用等を進める。

（医療施設等における燃料の確保）

- 医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやガスコジェネレーション等の自立・分散型エネルギーを導入するなど、防災・減災機能の強化を図る。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する石油連盟と協定を締結するなど、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

（災害医療活動の確保）

- 災害派遣医療チーム（DMAT）が活動拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路や情報通信の災害対応力の強化、地震、洪水対策等を推進する。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等との連携を推進する。

（防疫の確保）

- 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、平常時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。
- 避難者の間で感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、正しい感染症予防など健康管理に係る情報を行き渡らせる方策を検討する。また、指定避難所となる施設については、災害時にも衛生環境を良好に保てるよう、薬剤や備品を的確に確保できる体制を構築する。

（災害時保健活動の確保）

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、軽傷者について地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制について官民が連携して検討する。
- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発発病の予防など中長期的な視点を持った、健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制整備を図る。
- 保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、住民等が連携して、ストレス性疾患や災害による精神的な問題などから健康を害することがないように、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 平常時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

④ エネルギー

（エネルギーサプライチェーン等の強化）

- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る。

（燃料供給バックアップ体制の充実強化）

- 訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る。

（燃料供給ルート確保に向けた体制整備）

- 発災後の燃料供給ルートを確認するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。
- エネルギー輸送に係る陸上交通基盤、輸送体制の災害対応力を強化する。また、非常時の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための情報共有や輸送協力、諸手続の改善等を検討する。

（エネルギーの確保対策の促進）

- 各家庭や災害時に避難所となる公共施設、学校などの重要施設における自家発電設備等の導入、軽油やL Pガスなどの燃料の自衛的な備蓄等を促進する。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 被災後は燃料供給量に限界が生じることを前提に、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

（電力設備の早期復旧体制整備等の推進）

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

（地域における自立・分散型エネルギーの導入促進）

- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力を強化し、ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築を図る。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。

⑤ 情報通信

（情報通信機能の耐災害性強化、高度化）

- 災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む。
- 地域全体の災害対策を着実に推進するとともに、電力及び通信施設・ネットワークそのものの耐災害性を向上させる。

（情報通信手段の多様性の確保）

- 防災行政無線や全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）などを活用して、市民に情報を確実かつ迅速に提供するための手段の多様化を推進する。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保を推進する。また、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

（迅速で分かりやすい災害情報等の提供）

- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等に５段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

（情報通信機能の被災の復旧体制の強化）

- 情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料確保等について体制を構築・強化する。

⑥ 産業・経済

（サプライチェーンの脆弱性の分析・評価）

- 複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、脆弱性の観点から分析・評価し、必要となる対策を検討する。

（個別企業BCP策定等の促進）

- 個別企業のBCPについては、普及・啓発の取組により、策定率の向上を図る。

（サプライチェーン全体の災害対応力の強化）

- BCP策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源設備の確保等を促進するとともに、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流基盤、情報通信基盤等の災害対応力を強化する。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。

（金融機関における防災対策の推進）

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する。

（建設業における担い手の確保等）

- 復旧復興を担う建設業における技能労働者等の高齢化の進展などといった人材不足の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める。

（社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進）

- 道路等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

（市の強靱化に資する適切な民間資金の活用）

- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施している施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

⑦ 交通・物流

（災害時における代替輸送ルート等の検討）

- 代替輸送ルートの整備に当たっては、求められる容量及び機能を見極めるとともに、平常時も含めて安定的な輸送を確保するために必要なハード対策を行う。

（輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、交通施設等の耐震化等を着実に進める。さらに、道路における冠水対策や放置車両対策などの防災対策を推進する。

（輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備）

- 発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や情報共有・提供など必要な体制を整備する。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

（物流に係る各種BCPの策定）

- 交通・物流事業者等による企業ごとのBCPや企業連携型BCPの策定、訓練など、ソフト対策の取組を促進する。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。

（公共交通機関の利便性等の向上）

- 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性に鑑み、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する。

（交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供）

- 避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく。また、避難手段として、自転車の活用も検討する。
- 交通遮断時の帰宅困難者対策等として、交通情報を確実かつ迅速に提供するため、手段の多重化・多様化を推進するとともに、関係機関が災害リスク等の情報を共有して、徒歩や自転車で安全で円滑に帰宅できる経路の確保を図る。また、鉄道不通時や運行再開時の混乱を防ぐため、代替輸送や運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。

（被災状況の迅速な把握・共有）

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、情報を早期に収集する体制等を整備する。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実に迅速に復旧できる体制を確立する。

⑧ 農林水産

（災害時における食料確保対策の強化）

- 地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する。
- 適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、緊急時には、備蓄の活用を着実に実施する。

（食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大）

- 災害時において、被災直後に想定される応急食料等の必要供給量を踏まえた上で、複数の調達先の確保、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する。

（サプライチェーンの災害対応力の強化）

- 広域にわたる大規模自然災害の発生に際して、被災直後における応急食料等の供給を確保するのみではなく、食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）との連携・協力体制の構築などのソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーンの災害対応力を強化する。

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業用排水路や排水機場を始めとする農業水利施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める。

（都市農業の振興等）

- 災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る。

⑨ 土地の保全

（総合的な保全対策の推進）

- 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、最大規模の洪水、内水、高潮を想定したハザードマップの周知徹底、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。
- 要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する。

（効果的な施設整備）

- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。

（既存施設の管理・活用の推進）

- 施設管理については、より効率的な点検・診断を行い効果的な長寿命化対策を進めるとともに、予防保全型のアセットマネジメントシステムを検討する。

（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、関係機関等と協力して検討する。

⑩ 環境

（災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進等）

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。

（有害物質の漏えい対策等の強化）

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB廃棄物の適正処理等の対策を進める。

（地球環境問題への対応等）

- 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める。
- 夏季の災害の発生に備えるため、避難所の避難者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供できるように、平常時から熱中症予防情報の発信体制を強化する。

⑪ 土地利用

（安全な地域づくり）

- 南海トラフにおいて発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める。
- 気候変動の影響等から従来の社会資本だけでは対応できない想定外の災害が起こり得るという前提に基づき、地域のレジリエンスを高めるグリーンインフラ等の考え方を普及し、土地利用・土地管理の在り方に組み込んでいく。

（避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保）

- 大規模自然災害が発生した場合に必要な避難場所、救助機関の活動拠点のための用地や応急仮設住宅用地等について、民間の協力を得つつ、あらかじめ確保するよう努める。

（復興事前準備・事前復興の推進）

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に検討するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。

（地籍整備の促進）

- 市街地等の地籍整備の促進により、災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。

（所有者不明土地への対策）

- 今後増加することが見込まれる所有者不明土地について、公共的事業のために活用できる制度や所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。

（迅速な復興のための環境整備）

- 平常時から基本的な地理空間情報（G空間情報）を整備するとともに、防災・減災・災害対応等の場面においてデータの利活用を進める。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 自助、共助、公助の理念に基づく全ての関係者が参加した自発的な取組を、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出することで促進し、リスクに対して強靱な社会を築き、被害を減少させる。また、身を守る避難行動のとり方等について、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進や、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代が生涯にわたり地域強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに対して強靱な社会を築き、被害を減少させる。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携してさらに拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開する。

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する。

(民間投資の促進)

- BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。

(要配慮者への対応)

- 避難行動要支援者をはじめとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る。

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

(共助社会づくり)

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。
- また、地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく。

(高齢者の役割の再認識)

- 高齢化社会を迎えているなかで、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する取組を推進する。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。
- 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。
- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。
- 想定し得る最大規模の洪水・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、ハザードマップを活用することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を検討する。
- 水害に直面した際に市民が正しい行動に移せるよう、市民目線の情報提供と、市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する。

② 人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。
- 道路啓開、迅速な復旧・復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。
- 民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、民間事業者のレジリエンス向上を牽引する専門人材を地域に育成するなど、民間における人材育成を促進する。

(指導者等の育成)

- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。

③ 老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、限られた財源のなかで市有施設の老朽化に対応するため、公共施設等総合管理計画とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

（維持管理の体制整備）

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る。

④ 産学官民・広域連携

（大規模災害時の広域連携）

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する。

（産学官民の連携）

- 道路啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する。これを実効あるものとするために、民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
- 被害情報をはじめとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織等の連携体制の構築を図る。
- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。また、インフラ・ライフラインに関する事業者が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、経済団体等との協力等により、災害に対応するための取組を支援する。

（強靱化に資する適切な民間資金の活用）

- 様々な主体との役割分担のなかで、市が実施している施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。

（市町村間の協調・連携に係る取組の推進）

- 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。

（地域の民間企業等との連携）

- 交通事業者や公益事業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する。

- 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する。

5. 3 清須市の強靱化のために優先的に取り組む施策

清須市では、2016（平成 28）年 12 月に策定した「清須市第 2 次総合計画」を行政運営の基本的な指針と位置付けており、総合計画に基づいて行政運営を進めることを原則としている。

第 2 次総合計画では、各分野で取り組むまちづくりの目標を「政策」として定め、各分野の政策のもとに、その実現に向けて中期的に取り組む「施策」（行政分野や組織の所掌事務を踏まえて、複数の事務事業をその目的により束ねるもの）を分野別・体系的に整理している。

また、2019（令和元）年 12 月に策定した「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020」は、地方創生の実現に向けた取組を分野横断的にまとめたものであり、各分野におけるまちづくりを効果的に進めるための基盤を整えるという点において、人口に関する問題への対応は重要な政策課題であることから、総合戦略 2020 に位置付けた取組は、第 2 次総合計画と内容の整合を図りながら、重点的に取り組むこととしている。

国土強靱化に向けた取組についても、地方創生の実現に向けた取組と同様に、重要な政策課題であることから、「清須市国土強靱化地域計画」に位置付けられた取組についても、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めることを目標にして、前節（3. 3）の「清須市の強靱化を進める上での留意事項」に留意しつつ、第 2 次総合計画と内容の整合を図りながら、重点的に取組を推進する。

第6章 計画推進の方策

清須市の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

6. 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者による取組、さらには近隣自治体や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議等との連携・協力・調整により取組を進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る必要がある。

6. 2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「清須市地震対策アクションプラン」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

6. 3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、清須市総合計画の改定にあわせて本計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行うなかで、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第4章に記載の推進方針や個別具体的施策を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

清須市国土強靱化地域計画 資料編

- ①リスクシナリオごとの脆弱性評価結果
- ②施策分野ごとの脆弱性評価結果

① リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修、天井・外装材・ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修、天井・外装材・ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 公共施設等の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を進める必要がある。私立学校施設等の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路の整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。
- 災害時の避難場所となる公園施設について、避難者の安全を確保するため、清須市公園施設長寿命化計画に基づく更新・維持管理を推進する必要がある。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。

(火災における災害対応能力の向上)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制の構築を推進する必要がある。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、メール配信やSNSの活用等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 国・県と連携した河川改修事業等や、排水機場等の機能強化・耐震化等のハード対策を推進する。併せて、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成・啓発、自主防災組織の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、排水機場等を計画的に維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化できるよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留施設の整備や民間雨水貯留浸透施設の設置支援等により、その流域の持つ保水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(河川の改修)

- 水害に強い安全な河川づくりに向けて、国・県と連携した河川改修事業等を推進する必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 想定最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)

- 国の「水防災意識社会再構築ビジョン」等を踏まえて、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会の再構築を推進するため、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む必要がある。

(流域治水プロジェクトの推進)

- 国の「流域治水プロジェクト」等を踏まえて、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、関係機関と連携して、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、メール配信やSNSの活用等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
- 情報発信にあたっては、避難勧告等の情報に警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

(災害対応力の強化)

- 多数の死傷者を発生させないため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。
- 国や地方公共団体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画等の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- 装備資機材の充実や人材の育成等により、消防団の充実強化を図る必要がある。

(指定緊急避難場所等の確保)

- 浸水被害が発生した場合にも、確実に市民の生命が守られるよう、指定緊急避難場所等の確保を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（輸送ルートの確保対策の実施）

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、輸送基盤の地震、洪水対策等を着実に進める必要がある。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。

（水道施設の老朽化対策等の推進）

- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を推進する必要がある。

（応急用食料等の調達）

- 南海トラフ地震等の広域のかつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあるため、民間事業者との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する必要がある。

（食料・燃料等の備蓄）

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。公的施設・避難所等における燃料備蓄やL P ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。
- 指定避難所に指定されている学校施設について、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 災害時に円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。また、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する必要がある。
- 災害関連情報の収集・提供を行うため、早期の被害情報の把握等を行う仕組みの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化の促進)

- 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。
- 災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な消防団員数が確保される取組を実施する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、鉄道高架化、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水対策等を着実に進めるとともに、整備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動の円滑な実施を確保する必要がある。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。

（消防団の充実強化の促進等）

- 消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

（帰宅困難者対策の推進）

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する必要がある。
- 混乱の発生を避けるため、帰宅困難者が情報を得るための支援マップの作成を検討する必要がある。

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する必要がある。また、滞行者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する必要がある。

（代替輸送手段の確保等）

- 道路の被災リスク及び緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車です安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路などを、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する必要がある。

（公共交通事業者等との連携強化）

- 公共交通事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入態勢の確保を図る必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療リソースの供給体制の確立）

- 医療リソース（水・食糧や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の不足を避けるため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する必要がある。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させる必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。

（第二次救急医療機関の防災・減災機能の強化）

- 第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時における訓練の実施等を行う必要がある。さらに、浸水想定区域内にある第二次救急医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる必要がある。

（人工透析患者等への対策）

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える医療機関に対し、協力体制を構築する必要がある。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

（多数の負傷者が発生した場合の対応）

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進）

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を着実に進める必要がある。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保などの取組を進める必要がある。

（救急搬送の遅延の解消）

- 救急搬送の遅延を解消するため、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、また、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する必要がある。さらに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良を進める必要がある。
- 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の周回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。

（要配慮者の緊急一時的な受入体制の整備）

- 要配慮者の避難生活環境を確保するため、緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の支援ネットワークを構築する必要がある。

2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

（衛生環境の確保等）

- 災害発生時に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。

（下水道施設の耐震化）

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を早急に進める必要がある。

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報伝達を推進する必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保する必要がある。

（医療活動を支える取組の推進）

- 災害発生時にも適切な医療活動が継続できるよう、医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所における良好な生活環境の確保等）

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設が指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備、公共下水道への接続など、避難所としての防災機能を強化する必要がある。

（避難所の運営体制等の整備）

- 被災者の避難生活を適正に支援できるよう、避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す必要がある。

○ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する必要がある。

○ 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障害者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、民間施設との協力体制の構築を推進する必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

○ 学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

（避難所における必要物資の確保等）

○ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や地域でも必要な備蓄等に向けた啓発を行う必要がある。

（避難所外避難者への対策の整備）

○ 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。

（被災者の健康管理）

○ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所などの行政をはじめ、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。

（保健医療機能の確保等）

○ 保健医療機能が確保できる体制を関係機関と連携して構築する必要がある。

○ かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする必要がある。

○ 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

（被災者の生活支援等）

○ 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する必要がある。

○ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。

○ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等）

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。

（避難生活における要配慮者支援）

- 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。
- 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

（避難行動要支援者への支援）

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う必要がある。

（避難所の絶対量の不足に対する相互連携）

- 県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（公共の安全等の秩序維持体制の整備）

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を強化する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続計画の見直し）

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する必要がある。

（行政職員の不足への対応）

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める必要がある。
- 関係自治体への応援体制を整備するとともに、国や地方公共団体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画等の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

（防災拠点等の電力確保等）

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進する必要がある。

（道路の防災対策等）

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策等を着実に進める必要がある。

（復旧復興施策や被災者支援の取組等）

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県及び市で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し、利用できるよう取り組む必要がある。

（住民等の自発的な防災行動の促進）

- 住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

（公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進）

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する必要がある。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める必要がある。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する必要がある。

（タイムラインの策定等）

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する必要がある。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの見直しを行う必要がある。

（応急活動等の継続のための事前対策）

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、各種取組を進める必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県との連携強化)

- 避難勧告等に関する意思決定などに関して、国・県との連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する必要がある。
- 迅速な応急・災害復旧のため、国・県が開催する研修や講習会への参加や相互の情報の共有を進める必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が、途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備やクラウド化などの対策を検討するとともにBCPの見直しを図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオのいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の活用など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。
- 登録制メール配信システム（すぐメール）や防災行政無線などを活用して、多様な情報提供手段の確保を図る必要がある。

(情報通信インフラの整備)

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、市内におけるブロードバンド環境を維持する必要がある。また、観光地や防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（情報伝達手段の多様化の推進等）

- 全ての住民に全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。また、Jアラートや災害情報共有システム（Lアラート）の関係者間の合同訓練、防災行政無線の音声自動サービス、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備等により、災害情報や行政情報を確実にかつ迅速に提供する必要がある。

（情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備）

- 災害時に人員が不足した場合でも情報伝達手段を確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である職員の人員・体制を整備する必要がある。

（交通渋滞による避難の遅れの回避）

- 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルール検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強等を行う。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の交通情報を迅速に一般道路利用者に提供する必要がある。

（避難勧告等の発令）

- 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。
- 市町村の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの運用を引き続き行う必要がある。

（状況情報を基にした主体的避難の促進）

- 最大規模の洪水・内水に係るハザードマップを作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する必要がある。

（避難の円滑化・迅速化）

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を図る必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（個別企業BCP策定等の促進）

- 個別企業のBCPについては、普及・啓発の取組により、策定率の向上を図る必要がある。
- 本市の特性に鑑みて、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進する必要がある。

（社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進）

- 道路、水道等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進）

- サプライチェーンの耐災害性を高めるため、幹線道路の整備を推進する必要がある。また、道路の防災、地震対策を着実に推進する必要がある。

（水の安定供給）

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を構築する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続を改善する必要がある。

（末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入）

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション等の災害対応力の強化を促進する必要がある。また、工場・事業所等において自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

（社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進）

- 道路、水道等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。

（強靱化に資する適切な民間資金の活用）

- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施している施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する必要がある。

（産業活動を守るための産学官連携による取組の推進）

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。

５－３ 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（交通施設の防災対策の推進）

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める必要がある。
- 道路橋梁の耐震補強や液状化対策等、交通インフラそのものの強化を進める必要がある。また、洪水等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める必要がある。
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。

（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。
- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の連携強化、う回路となり得る道の情報把握と共有等を進める必要がある。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をする必要がある。
- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する必要がある。

（輸送モードの連携・代替性の確保）

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。また、公共交通機関との連携・協力体制を構築する必要がある。

５－４ 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

（郵便局舎における防災対策の推進）

- 耐震性が確保されていない郵便局舎については、安全性を確保するため、郵便局舎の耐震化を促進する必要がある。また、BCPについては、実効性を確保できるよう促進するとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。

（金融機関における防災対策の推進）

- 全ての主要な金融機関等において早期にBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進する必要がある。

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策の実施を促進する必要がある。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させる必要がある。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

5-6 用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、農業水利施設の耐震化等の推進)

- 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、耐震化・長寿命化を進める必要がある。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を構築する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化)

- 各機関におけるBCPの作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。
- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進するとともに、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

(施設の耐災害性強化)

- 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施する必要がある。

(輸送基盤の災害対策の推進等)

- 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道施設等の耐震化等の推進)

- 老朽化が進む上水道施設等に対して、耐震化・長寿命化を進める必要がある。
- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。
- 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める必要がある。
- 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

(上水道等の復旧の体制等の強化)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、道路防災対策とともに、雨水の利用や再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)

- 幹線管きょ等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進する必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する必要がある。
- 公共下水道が未供用の地区においては、耐震管による公共下水道整備を計画的・効率的に進める必要がある。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

- 発災後、民間プローブ情報の活用等により交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る必要がある。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める必要がある。

(道路における冠水対策)

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。

(災害時における放置車両対策)

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両等の移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進)

- 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める必要がある。

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める必要がある。

(関係機関における円滑な情報共有)

- 平常時から、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。
- 耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める必要がある。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修、天井・外装材・ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 公共施設等の耐震化、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を進める必要がある。

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

(災害対応力の向上)

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、液状化対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める必要がある。

(消防水利の確保)

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める必要がある。

(消防団員の確保等)

- 人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な消防団員数が確保される取組を実施する必要がある。
- 消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する必要がある。

(道路の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する必要がある。

(危険な空き家の除却の推進)

- 危険な空き家の除却を進めるために、空き家再生等推進事業を推進する必要がある。

7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(排水機場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する必要がある。
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

(石綿の飛散防止対策)

- 地震により生じる石綿の露出による飛散を未然に防止するため、建物所有者に対し石綿の事前除去を促す施策を検討する必要がある。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を促す施策を検討する必要がある。また、市有施設においても早期に処分を完了させる必要がある。

(高圧ガス施設の耐震化の推進等)

- 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する必要がある。

7-5 農地等の被害による土地の荒廃

(農地等の保全管理と体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の仮置場の確保の推進）

- 災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する必要がある。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理）

- PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。

（災害廃棄物輸送体制の構築）

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を生かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携）

- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、行政、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手の確保・育成を図る必要がある。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針の事前の策定を検討するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの構築を進め、地域住民同士のきずなを強める必要がある。

（災害ボランティアの円滑な受入）

- 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを生かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。

- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

- 遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。

8－3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

（浸水等の被害軽減に資する対策の推進）

- 国や県と連携した河川堤防等の耐震化など地震による浸水対策、洪水等による浸水対策、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する必要がある。
- 国や地方公共団体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画等の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。

（地盤沈下対策の推進）

- 地盤沈下状況について、調査・観測を実施する必要がある。

（地籍整備の促進）

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を促進する必要がある。

8－4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しを図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

（自宅居住による生活再建の促進）

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、訓練等により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。
- 市民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（文化財の耐震化等の推進）

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める必要がある。

（コミュニティの活力の確保）

- コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力の維持に向けて、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく必要がある。

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（地籍整備の促進）

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査等により、更なる地籍整備を促進する必要がある。

（建設業の担い手確保等）

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

（所有者不明土地への対策）

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、所有者の探索を合理化する仕組みを活用し、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するようにはする必要がある。

（復興体制や手順の検討等）

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討を進める必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

（用地の活用に係る平常時からの調整等）

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行う必要がある。

8－7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 大規模災害の発生による、貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

（災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進等）

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う必要がある。

（地方創生の取組の推進等）

- 将来の地場の産業の担い手育成や地域のコミュニティ力を高める取組などの地方創生の取組を推進するとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

（金融機関におけるBCPの策定の促進）

- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCPの策定及びその実効性の確保が必要であり、BCPが未策定となっている金融機関に対してBCPの策定を促す必要がある。

（災害に強い民間物流施設の整備促進等）

- 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定を促進する必要がある。

② 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 個別施策分野

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等

【行政機能】

(業務継続計画等の見直し)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、行政機能等を維持するため、業務継続計画（BCP）や各種防災対策計画等については、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに、不断の見直しを図る必要がある。

(非常時優先業務の実施)

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、業務継続計画（BCP）等を踏まえ、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄について検討、推進する必要がある。

(災害対応力の強化)

- 民間事業者、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設・設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的や目標をもった合同訓練等を継続していく必要がある。近隣市町間の広域連携や相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制の強化など、災害対応力を高めていく必要がある。
- 関係自治体への応援体制を整備するとともに、国や地方公共団体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画等の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- 復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する必要がある。
- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実する必要がある。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うほか、外部からの支援を早期に要請することについても検討する必要がある。
- 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する必要がある。
- 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公共施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る必要がある。

(防災の主流化)

- 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害の頻発等が懸念される中、市民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する必要がある。

【警察・消防等】

（情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等）

- 救助・救急活動や道路啓開等に必要な車両、通信資機材などの装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する必要がある。

（救助・救援等に係る体制強化）

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる公共施設の整備等を進めるとともに、電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する必要がある。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。
- 防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する必要がある。また、民間事業者等との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化に加え、自主防災組織の育成・教育訓練の推進等により、地域防災力の充実強化を図る必要がある。

（災害対応の装備資機材等の充実）

- 災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に推進する必要がある。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。
- 指定避難所等における良好な生活環境の確保を進めるため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する必要がある。

（応援部隊の受援体制等の整備）

- 災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する必要がある。

（地域における防災体制の強化）

- 地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める必要がある。

【防災教育等】

（効果的な教育・啓発の実施）

- 広範囲にわたる住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な教育・啓発を行う必要がある。また、ハザードマップの周知などによる教育・啓発の取組を促進する必要がある。
- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自らの命は自らが守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する必要がある。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する必要がある。

- 身を守る避難行動の取り方等について、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進する必要がある。

② 住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化等）

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修、天井・外装材・ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策等の住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する必要がある。
- ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する必要がある。さらには、市民向けの分かりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修、家具の転倒防止対策を誘発する効果的な取組を推進する必要がある。
- 防災拠点、学校施設、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設等については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策等を進める必要がある。

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路の整備等により、改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。
- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

（災害時の水の確保）

- 各家庭等における飲料水等の備蓄、地下水や雨水・再生水を活用することによる生活用水や医療・消防等に必要な水の確保、自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等による災害時における各種施設のライフラインの代替機能確保を図る必要がある。

（水道施設の耐災害性の強化）

- 水道施設の耐震化を着実に促進する必要がある。

（下水道施設の耐震化等の推進・下水道BCPの充実）

- 大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化等を着実に推進するとともに、下水道BCPの充実を促進する必要がある。

（危険な空き家の除却の推進）

- 危険な空き家の除却を進めるために、空き家再生等推進事業を推進する必要がある。

（帰宅困難者対策の推進）

- 駅周辺においては、帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する必要がある。
- 一時滞在施設の防災機能の強化を促進する必要がある。また、円滑な避難・帰宅のための交通施設等の耐災害性の着実な向上を図る必要がある。

（各種施設の災害対応機能の強化）

- ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を実施する必要がある。
- 事業者におけるBCP・事業継続マネジメント（BCM）の構築や関係機関の連携による人材やノウハウの強化を促進することにより、迅速な復旧に資する減災対策を進める必要がある。
- 指定避難所となる施設等について、非構造部材を含めた耐震対策、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、施設のバリアフリー化等による防災機能の強化や老朽化対策を進める必要がある。
- 多数の負傷者が発生した際、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等の確保に取り組む必要がある。

（関係機関による連絡調整）

- 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等の実施に向け、道路の防災、地震対策、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う必要がある。

（道路の防災対策の推進）

- 幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。また、道路等の防災、地震対策を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却の整備を検討する必要がある。

（迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進）

- 大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に復興できるよう、復興計画や体制を検討する取組を進める必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた住民と協働する取組を推進する必要がある。

（多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保）

- 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する必要がある。

（復興に向けた住まいの在り方）

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。
- 市民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

（浸水対策の推進）

- 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水想定区域に合わせて避難情報を記載したハザードマップによる啓発など、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する必要がある。

（総合的な治水対策の推進）

- 河川管理者等の関係機関と連携して、流域での流出抑制対策などを合わせた総合治水対策を推進する必要がある。

（文化財の防災対策等）

- 文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めるため、展示方法・収蔵方法等の点検などの文化財の保存対策を進める必要がある。

③ 保健医療・福祉

（災害時における医療機能の確保）

- 広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む必要がある。
- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要となる緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する必要がある。さらに、浸水により医療機能が停止することがないように対策を講じる必要がある。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する必要がある。
- 関係機関と連携し、水や燃料が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する必要がある。さらに、資機材、人材を含む医療資源の適切な配分、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、大量かつ広域的に発生する被災者等について必要かつ適切なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進する必要がある。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

（医療施設等の耐震化等）

- 大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、医療・福祉施設の耐震化を促進するとともに、災害時における医療・福祉機能を支えるため、情報通信、下水道機能及び非常電源設備の確保、水・食糧・燃料等の備蓄、地下水や雨水・再生水の活用など多様な水源・多様なエネルギー源の活用等を進める必要がある。

（医療施設等における燃料の確保）

- 医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやガスコジェネレーション等の自立・分散型エネルギーを導入するなど、防災・減災機能の強化を図る必要がある。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する石油連盟と協定を締結するなど、石油燃料の運搬給油体制を確保する必要がある。

（災害医療活動の確保）

- 災害派遣医療チーム（DMAT）が活動拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路や情報通信の災害対応力の強化、地震、洪水対策等を推進する必要がある。

（要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築）

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等との連携を推進する必要がある。

(防疫の確保)

- 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、平常時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。
- 避難者の間で感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、正しい感染症予防など健康管理に係る情報を行き渡らせる方策を検討する必要がある。また、指定避難所となる施設については、災害時にも衛生環境を良好に保てるよう、薬剤や備品を的確に確保できる体制を構築する必要がある。

(災害時保健活動の確保)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、軽傷者について地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制について官民が連携して検討する必要がある。
- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発発病の予防など中長期的な視点を持った、健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制整備を図る必要がある。
- 保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、住民等が連携して、ストレス性疾患や災害による精神的な問題などから健康を害することがないように、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。
- 平常時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

④ エネルギー

(エネルギーサプライチェーン等の強化)

- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る必要がある。

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

- 訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた体制整備)

- 発災後の燃料供給ルートを確保するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。

- エネルギー輸送に係る陸上交通基盤、輸送体制の災害対応力を強化する必要がある。また、非常時の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための情報共有や輸送協力、諸手続の改善等を検討する必要がある。

（エネルギーの確保対策の促進）

- 各家庭や災害時に避難所となる公共施設、学校などの重要施設における自家発電設備等の導入、軽油やL P ガスなどの燃料の自衛的な備蓄等を促進する必要がある。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 被災後は燃料供給量に限界が生じることを前提に、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する必要がある。

（電力設備の早期復旧体制整備等の推進）

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。
- 防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

（地域における自立・分散型エネルギーの導入促進）

- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力を強化し、ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築を図る必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。

⑤ 情報通信

（情報通信機能の耐災害性強化、高度化）

- 災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む必要がある。
- 地域全体の災害対策を着実に推進するとともに、電力及び通信施設・ネットワークそのものの耐災害性を向上させる必要がある。

（情報通信手段の多様性の確保）

- 防災行政無線や全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）などを活用して、市民に情報を確実かつ迅速に提供するための手段の多様化を推進する必要がある。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 情報通信の提供に必要な電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保を推進する必要がある。また、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等に５段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料確保等について体制を構築・強化する必要がある。

⑥ 産業・経済

(サプライチェーンの脆弱性の分析・評価)

- 複雑化するサプライチェーンの見える化に努め、立地特性等を踏まえながら地域全体の被災危険性も考慮しつつ、脆弱性の観点から分析・評価し、必要となる対策を検討する必要がある。

(個別企業BCP策定等の促進)

- 個別企業のBCPについては、普及・啓発の取組により、策定率の向上を図る必要がある。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- BCP策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源設備の確保等を促進するとともに、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流基盤、情報通信基盤等の災害対応力を強化する必要がある。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定を引き続き促進する必要がある。

(建設業における担い手の確保等)

- 復旧復興を担う建設業における技能労働者等の高齢化の進展などといった人材不足の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める必要がある。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 道路等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。

(市の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施している施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する必要がある。

⑦ 交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 代替輸送ルートの整備に当たっては、求められる容量及び機能を見極めるとともに、平常時も含めて安定的な輸送を確保するために必要なハード対策を行う必要がある。

（輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、交通施設等の耐震化等を着実に進める必要がある。さらに、道路における冠水対策や放置車両対策などの防災対策を推進する必要がある。

（輸送経路啓開や鉄道の運転再開に向けた体制整備）

- 発災後の迅速な輸送経路啓開や鉄道の運行再開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や情報共有・提供など必要な体制を整備する必要がある。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。

（物流に係る各種BCPの策定）

- 交通・物流事業者等による企業ごとのBCPや企業連携型BCPの策定、訓練など、ソフト対策の取組を促進する必要がある。

（物資調達・供給体制、受援体制の構築等）

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める必要がある。

（公共交通機関の利便性等の向上）

- 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性に鑑み、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を引き続き推進する必要がある。

（交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供）

- 避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく必要がある。また、避難手段として、自転車の活用も検討する必要がある。
- 交通遮断時の帰宅困難者対策等として、交通情報を確実かつ迅速に提供するため、手段の多重化・多様化を推進するとともに、関係機関が災害リスク等の情報を共有して、徒歩や自転車で安全で円滑に帰宅できる経路の確保を図る必要がある。また、鉄道不通時や運行再開時の混乱を防ぐため、代替輸送や運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する必要がある。

（被災状況の迅速な把握・共有）

- 迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、情報を早期に収集する体制等を整備する必要がある。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実・迅速に復旧できる体制を確立する必要がある。

⑧ 農林水産

（災害時における食料確保対策の強化）

- 地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する必要がある。
- 適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、緊急時には、備蓄の活用を着実に実施する必要がある。

（食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大）

- 災害時において、被災直後に想定される応急食料等の必要供給量を踏まえた上で、複数の調達先の確保、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する必要がある。

（サプライチェーンの災害対応力の強化）

- 広域にわたる大規模自然災害の発生に際して、被災直後における応急食料等の供給を確保するのみではなく、食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）との連携・協力体制の構築などのソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーンの災害対応力を強化する必要がある。

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業用排水路や排水機場を始めとする農業水利施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める必要がある。

（都市農業の振興等）

- 災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る必要がある。

⑨ 土地の保全

（総合的な保全対策の推進）

- 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、最大規模の洪水、内水、高潮を想定したハザードマップの周知徹底、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。
- 要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

（効果的な施設整備）

- 施設整備については、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

（既存施設の管理・活用の推進）

- 施設管理については、より効率的な点検・診断を行い効果的な長寿命化対策を進めるとともに、予防保全型のアセットマネジメントシステムを検討する必要がある。

（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、関係機関等と協力して検討する必要がある。

⑩ 環境

（災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進等）

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画に基づく取組の推進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う必要がある。

（有害物質の漏えい対策等の強化）

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB廃棄物の適正処理等の対策を進める必要がある。

（地球環境問題への対応等）

- 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める必要がある。
- 夏季の災害の発生に備えるため、避難所の避難者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供できるように、平常時から熱中症予防情報の発信体制を強化する必要がある。

⑪ 土地利用

（安全な地域づくり）

- 南海トラフにおいて発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める必要がある。
- 気候変動の影響等から従来の社会資本だけでは対応できない想定外の災害が起こり得るという前提に基づき、地域のレジリエンスを高めるグリーンインフラ等の考え方を普及し、土地利用・土地管理の在り方に組み込んでいく必要がある。

（避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保）

- 大規模自然災害が発生した場合に必要な避難場所、救助機関の活動拠点のための用地や応急仮設住宅用地等について、民間の協力を得つつ、あらかじめ確保するよう努める必要がある。

（復興事前準備・事前復興の推進）

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に検討するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。

（地籍整備の促進）

- 市街地等の地籍整備の促進により、災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する必要がある。

（所有者不明土地への対策）

- 今後増加することが見込まれる所有者不明土地について、公共的事業のために活用できる制度や所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る必要がある。

（迅速な復興のための環境整備）

- 平常時から基本的な地理空間情報（G空間情報）を整備するとともに、防災・減災・災害対応等の場面においてデータの利活用を進める必要がある。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 自助、共助、公助の理念に基づく全ての関係者が参加した自発的な取組を、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出することで促進し、リスクに対して強靱な社会を築き、被害を減少させる必要がある。また、身を守る避難行動のとり方等について、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進や、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代が生涯にわたり地域強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに対して強靱な社会を築き、被害を減少させる必要がある。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携してさらに拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開する必要がある。

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する必要がある。

(民間投資の促進)

- BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める必要がある。

(要配慮者への対応)

- 避難行動要支援者をはじめとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

(共助社会づくり)

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する必要がある。
- また、地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく必要がある。

(高齢者の役割の再認識)

- 高齢化社会を迎えているなかで、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する取組を推進する必要がある。

（避難の円滑化、迅速化等）

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る必要がある。
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う必要がある。
- 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する必要がある。
- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する必要がある。
- 想定し得る最大規模の洪水・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、ハザードマップを活用することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を検討する必要がある。
- 水害に直面した際に市民が正しい行動に移せるよう、市民目線の情報提供と、市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する必要がある。

② 人材育成

（人材の育成と技術的支援体制の整備）

- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。
- 道路啓開、迅速な復旧・復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、民間事業者のレジリエンス向上を牽引する専門人材を地域に育成するなど、民間における人材育成を促進する必要がある。

（指導者等の育成）

- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する必要がある。

③ 老朽化対策

（インフラ老朽化対策等の推進）

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、限られた財源のなかで市有施設の老朽化に対応するため、公共施設等総合管理計画とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する必要がある。

（維持管理の体制整備）

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る必要がある。

④ 産学官民・広域連携

（大規模災害時の広域連携）

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援体制を構築する必要がある。

（産学官民の連携）

- 道路啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する必要がある。これを実効あるものとするために、民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する必要がある。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- 被害情報をはじめとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの活用、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する必要がある。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織等の連携体制の構築を図る必要がある。
- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する必要がある。また、インフラ・ライフラインに関する事業者が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、経済団体等との協力等により、災害に対応するための取組を支援する必要がある。

（強靱化に資する適切な民間資金の活用）

- 様々な主体との役割分担のなかで、市が実施している施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

（市町村間の協調・連携に係る取組の推進）

- 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。

（地域の民間企業等との連携）

- 交通事業者や公益事業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する必要がある。

- 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する必要がある。

